

# 「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

はじめに

- 一 徳川美術館蔵「刀銘村正」の伝来
  - 二 妖刀村正伝説の淵源
  - 三 妖刀村正伝説の検証（清康事件・広忠事件）
  - 四 妖刀村正伝説の検証（信康事件）
- おわりに

はじめに

村正という刀工については、おそらく正宗と同等に著名な刀工と言っても過言ではない。正宗が名刀の代名詞ならば、村正は妖刀の代名詞といえようか。この是非はともかくとして、村正の刀は徳川家に崇りを成す妖刀という認識が現在広く敷衍していることは確かである。この認識は、他ならぬ江戸幕府編纂の記録に見られるため、単なる俗説ではなく、まさしく幕府もしくは徳川家自身が認識していた伝説であり、ある程度真実味を

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

もって語り継がれてきた。

原 史 彦

その崇りを、『東照宮御實紀附録』卷三所収の「柏崎物語」や『朝野舊聞哀藁』所収の「日記拔書」・「落穂集」(落穂集前編)<sup>(3)</sup>の記述を基に整理するならば、①徳川家康の祖父・松平清康殺害に使用された刀が村正作、②家康の父・松平広忠暗殺に使用された刀が村正作、③家康の嫡男・岡崎信康切腹の介錯に使用された刀が村正作、④家康の幼年時に誤って家康の手を傷つけた小刀が村正作、⑤関ヶ原合戦時、功名を挙げた織田河内守(長孝)を引見した際、誤って手を傷つけた河内守所持の上覧鑑が村正作、と実に四代五度にわたって村正作の刀剣類が松平・徳川家の当主、あるいは当主予定者に害を成したことになる。なお、これらの事件を以後説明する場合、便宜的に①の事件を「清康事件」、②の事件を「広忠事件」、③の事件を「信康事件」、④の事件を「家康小刀事件」、⑤の事件を「織田河内守鑑事件」と略称する。

このように松平・徳川家に降りかかる尋常ならざる凶事に必ずといってよいほど、村正作の刀剣が登場することから、嫡男・信康の切腹介錯に使

用された刀がまたしても村正作と聞いた家康は、「いかにして此作の 當家にさゝはる事かな。此後は御差料の内に村正の作あらば。みな取捨てよと仰付られしとぞ。」(柏崎物語)と、村正作刀劍の廃棄を命じた。そして、織田河内守所持の鑓が村正作であると聞かされた時には「上意もさも有へしとの事なり 有樂 河内守に此鑓は則穂先を打折捨可レ申と申付るとなり」(日記拔書)と、村正作であるが故に怪我をしたと納得し、河内守にその鑓の廃棄を命じたと記録されている。つまり、村正作刀劍を不吉と決めたのは家康自身であり、家康自身が村正作刀劍を忌み嫌ったことで、以後、村正作刀劍の所持は徳川家に対する逆心を表す行為と認識されるようになったと説明されるわけである。

この認識の一例として、寛永十一年(一六三四)二月二十二日に、豊後国府内二万石の大名で長崎奉行を勤めた竹中正重が改易・切腹となった事件を挙げることができる。『断家譜』卷十二<sup>(4)</sup>における竹中の改易・切腹理由は、「邪曲有御穿鑿」とするのみで、『大猷院殿御實紀』卷廿四<sup>(5)</sup>でも改易・切腹の理由を明らかにしていないものの、幕府儒官・人見竹洞が十七世紀後半に著した「君臣言行録」が引用されており、ここに人見自身が伝聞した改易・切腹理由が記されている。これによれば竹中と長崎の豪商・平野屋との間に「妾」をめぐる醜聞・対立があり、平野屋が幕府に訴え出たことで竹中の悪行・不正が明るみになって竹中が処断されたとする一方で、竹中が「當家において忌ならひなるに」も関わらず村正作刀劍二十四振を所持していたことが、「不忠の所爲」であつたとする。あくまでも風説の類であるため、どこまでが真実なのかは判らないが、この話が幕府正史である『大猷院殿御實紀』に採り上げられていることは、『徳川實紀』を編纂した十九世紀前半の時点で、村正の刀を所持することは徳川家に対する

不忠という意識が一般化していたことを物語る。実際に「短刀 銘 村正」(三重・立坂神社蔵)や、「短刀 銘 村正(改竄名 村忠)」(東京国立博物館蔵)のように、江戸時代には村正の名を憚って銘を削るとか、改竄するといった行為が行われていた物証もあるため、妖刀村正伝説は俗説の域を超えていたわけである。

また、文政六年(一八二三)四月二十二日に江戸城西之丸御殿内でおこった御書院番士・松平外記による同僚五人に対する殺傷事件は、世の中を震撼させた事件として風聞が飛び交い、前平戸藩主・松浦静山も随筆『甲子夜話』卷四十二<sup>(6)</sup>にこの事件を記録している。静山の記述で注目されるのは、この殺傷事件に使用された松平外記の脇指について「外記が脇指は村正に有しと。世伝ふ。この鍛冶<sup>かぢ</sup>は御当家に不吉なりと。然るに又、かゝることの生ぜしも不思議なり。」と記録していることである。もともと「又外記の脇指は村正に非ずして、関打平造の者にして一尺三寸なりしと云。」とも記しているため、静山自身は村正作の刀が使用されたとは考えていなかったが、世間では凄惨な殺傷事件と村正作の刀を結びつける意識が存在したことは確かめられる。

以上の例でも判るように、『徳川實紀』や『朝野舊聞哀藁』が編纂された十九世紀前半の時点で、村正作刀劍が不吉であるとの認識は一般化していたといえ、『徳川實紀』『朝野舊聞哀藁』が引用した諸記録・典籍の成立年代をみれば、すでに十七世紀中頃から後半の段階で、松平・徳川家の当主、もしくは当主予定者に害を成した刀という記録は存在していた。ゆえに、家康が村正作刀劍を忌み嫌ったという見解も、あながち否定は出来ないのだが、村正作刀劍の伝存実例でみた場合、この見解には疑義が生じる。つまり、尾張徳川家に譲られた家康遺産「駿府御分物」の中に村正作

の刀が二振含まれており、その内一振が現在でも徳川美術館に収蔵されているからである。家康自身が不吉な刀であると廃棄命令を出したにも拘わらず、自身が所持し続けて自分の子どもに財産分与するというのは明らかに矛盾した行為である。これは家康自身に村正作刀剣を不吉とする認識が無かったことを物語っている。

本稿では、妖刀村正伝説がある反面、家康遺産として村正作の刀が伝存していることの矛盾を説明するため、まず、尾張徳川家伝来で徳川美術館が所蔵する「刀銘村正」(挿図1)の伝来経緯を明らかにした上で、妖刀村正伝説が形作られる過程を整理・検証する。結論を先にいえば、この妖刀伝説は一般的な伝説と同じく、ある程度の事実を下敷きにしつつも、伝聞と憶測の上に逸話が付加されただけである。暗殺・不吉といった話は一種の醜聞であり、醜聞には憶測が加味されて不可逆的に増幅・浸透するのは現代社会でも見られる現象である。妖刀村正伝説は、そういった類の話であることは周知であり、紙面を費やすほどでは無いとの批判は重々承知の上で、なぜ徳川家の弱点ともいうべき醜聞が、徳川政権下でありながら広く敷衍したのかの検討を試みる。繰り返しとなるが、冒頭で記した妖刀村正伝説の内容などは従来から指摘・紹介されていることで、こういった村正に関する一般見解は、近年では福井款彦氏が桑名市博物館の特別企画展図録『村正―伊勢桑名の刀工―』に寄稿された「総説」に詳しい。この福井氏の論考は刀工村正に関する研究史も端的にまとめられており、以下において一般論として村正を語る場合、福井氏の見解に負うこととする。また、本稿は刀工村正や村正作刀剣に関する見解を糺す内容ではないことを予めご了解願いたい。そのため、刀工村正や村正作刀剣に関する基本事項については本稿では割愛する。

## 「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

なお、管見の限り「妖刀」という言葉は、江戸時代の文献では確認できず、後述するが、村正作刀剣を評する時には「忌ならひ」「御不吉例」「當家にさゝはる」「御当家へたゝり」という言葉が使用されるのみである。

「妖刀」は近代以降の講談・文芸などによる造語と考えられるため、江戸時代の村正作刀剣にかかる評価を「妖刀村正伝説」と表すのは適切ではないが、徳川家では「忌ならひ」であり「不吉」で徳川家に「さゝはる」「上」「たゝり」を成すことを総称する適当な表現も見当たらないため、本稿では便宜的に「妖刀村正伝説」という表現をあえて用いることとする。

### 一 徳川美術館蔵「刀銘村正」の伝来

現在、徳川美術館が所蔵する「刀銘村正」に関する記録は次の通りである。同館の台帳記録によれば、身長二尺二寸七分(約六八・九厘)、反り六分(約一・八厘)、鐙元重(厚さ)二分七厘(約〇・八厘)、(鐙元の)巾一寸六厘(約三・二厘)、横手下重(厚さ)二分(約〇・六厘)、(横手下の)巾七分六厘(約二・三厘)、中心(茎)長五寸二分(約一五・八厘)である。『新版徳川美術館蔵品抄③ 刀剣刀装具』の記述では「鎬造り、庵棟、鎬筋高く先反りとなり踏張りがある。中切先。鍛えは小板目つみ枉心あり、地沸えつく。刃文は小沸えつき皆焼刃の華やかな出来。銚子は一枚、中心生ぶ、先剣形、鐙目右手下がり。目釘孔二。上孔の肩に「村正」と銘がある。」と記す。白鞘のみで附属の拵・刀装具は無い。白鞘には「礼ノ六十九 村正 銘有 貳尺二寸七分」と、江戸時代の蔵番号・銘・総寸が墨書される。

徳川美術館では開館間もない昭和十四年(一九三九)三月十一日に当時国立博物館(現・東京国立博物館)調査課長だった本間順治氏(一九〇四―一九二



と、同年五月二十八日に当時海軍大佐で刀剣研究家であった小泉久雄氏（一八八五～一九四二）に、本刀を含めた所蔵刀剣の鑑定を依頼しており、その結果は下記のように台帳に記されている。

本間氏は「出来面白シ 皆焼ナリ、初代村正ニ非ズ文亀頃ノ出来ナリ」、「銘ヨシ 元亀頃ノ村正ナリ 村正ノヒタツラハ珍シ」と鑑定し、小泉氏は「時代永正頃ナランカ、銘が稍変ツテキル、皆焼ノ刃文珍ラシ、岡島氏曰、村正ハ目釘穴ヲ大小二ツ明ケルト云フ掟ガアル相ダガ本刀モ之ニ一致シ目釘穴ガ大小二ツアル、小泉曰、必シモ然ラズ目釘穴一個ノモノモアリ」と鑑定している。本間氏の鑑定内容が二項目あるのは、鑑定結果を聞いたのは複数の職員で、それぞれが台帳に記録したため、製作年代に「文亀」（一五〇一～〇四）と「元亀」（一五七〇～七三）の違いが生じた。この違いは話を聞いた職員のどちらかが聞き違えたと思われる。当時と現在では見解が違うため、どちらが正しいかは一概に言えないまでも、小泉氏が製作年代を「永正」（一五〇四～二二）としているので、おそらく本間氏も同時代の「文亀」と鑑定したのではなかろうか。なお、小泉氏の鑑定にある「岡島氏」とは、後に日本美術刀剣保存協会二代目名古屋支部長を務めた岡島太十氏のことであろう。

両者ともに刃文が皆焼であることを珍しいとしている。本間氏は初代作では無いと鑑定しているが、現在では初代の作刀期を文亀・永正年間頃と見立てているため、後世の作とするならば、あるいは「元亀」の作とする方が相応しいかもしれない。小泉氏が「銘が稍変ツテキル」と鑑定しているように、本刀は確認されるいずれの銘とも異なり、「正」の字が上下に圧縮されたような字体となっている。また、表裏揃いのたれ・互の目文を主流とする村正の刃文において、異様ともみえる皆焼の刃文は、村正の

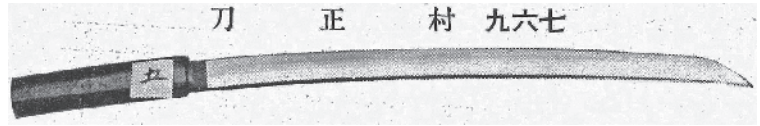
作とするにはいささか疑義が残る。弟子筋の作や偽銘であることも視野に入れて再検討する必要があるが、徳川家康の遺産台帳である尾張家本『駿府御分物御道具帳』の一つ「駿府御分物之内御太刀御腰物御脇指御長刀御鎗帳」（徳川美術館蔵・以下「御腰物之帳」と略す<sup>⑩</sup>）には「村正」と明記されているため、少なくとも尾張家に分与された当初より村正作の刀剣と認識され、現在まで継承されてきた。そのため、現在、徳川美術館では本刀を初代・二代作ではなく三代以降の作とするものの、作者を特定せず製作年代も室町時代十六世紀と幅を持たせて展示表記している。

家康の刀剣遺品を記した「御腰物之帳」は、「上御太刀」から「下小脇指」まで刀剣の格付け・形態によって十五項目に分類され、計四百六振の刀剣が記されている。同帳記載の刀剣十六振が現存するが、この中で本刀は、「下御腰物」として九十九振記載されている中で七十八番目に「一村正 御道具なし」と記されている。「御道具なし」とは白鞘のみで拵・刀装具の附属が無いことをいう。

また「下大脇指」と分類された二十一振の中でも十五番目に「一村正 御道具なし」の記述があり、家康は少なくとも二振の村正作の刀を九男で尾張家初代となった義直に分与していることが分かる。「少なくとも」としたのは、家康が義直に分与した刀剣は同帳記載の刀剣以外にも存在し、水戸家本「駿府御分物刀剣元帳」（茨城・徳川ミュージアム蔵）に記載された尾張家分与刀剣の中で「御腰物之帳」未記載の七振が現存している他、「御腰物之帳」と「駿府御分物刀剣元帳」に記載は無いものの尾張家の蔵帳において「駿府御分物」と記された刀剣が三振、家康所持の由緒がある刀剣が五振あり、「御腰物之帳」記載の四百六振以上の刀剣が尾張家に譲られていることが明らかだからである。まだ他に村正作刀剣があった可能性は

否定しきれない。

「御腰物之帳」に記された村正作の刀二振は他の刀剣ともども、同帳の記載により、家康が歿した二年後の元和四年（一六一八）十一月一日に尾張藩士の立ち会い・検分の上、駿府城で引き渡された。「上御太刀」「上御腰物」「上御脇指」の三種百振は、安藤太郎兵衛・佐々又左衛門が検分し、村正作の刀を含むその他三百六振は曲淵八右衛門・成田藤右衛門が検分したと記されている。なお、村正作の刀二振は、江戸時代を通じて尾張家で保管されたものの、「下大脇指」と格付けされた方の村正作の刀は、大正十年（一九二二）十一月十七日に名古屋市東区朝日町の名古屋美術倶楽部と、東区大津町の光円寺で行われた「尾州徳川家御藏品第二回賣立」で売却されたため、現在行方不明となっている（挿図2）<sup>11</sup>。



挿図2

名古屋へもたらされた家康遺産の村正作の刀二振は、その後、名古屋城天守内で保管されたようで、慶安四年（二六五）三月二十六日にまとめられた「御天守ニ有之候御腰物御脇指帳」<sup>12</sup>に、「本帳下之刀ト有」と格付けされた百三振の内、七十三番目に「一 村正 御拵なし 右同断」とある。この「右同断」とは、「御分物之内」のことをいう。天守内での保管はそのまま継続され、十八世紀に編纂された「御天守御腰物元帳」<sup>13</sup>にも「三番御長持」に保管される刀剣として「一 村正御大小」と、二振が大小揃いとして記載されている。しかし、興味深いのは

名称の下に「潰物ニ成筈」と記され、項目の後に「右三番御長持御道具不残疵物ニ而御用ニ難相立候」とあり、村正作の刀二振は「御用」に立たない「疵物」であるため、「潰物」にすべき刀剣と記されていることである。すなわち贈答や佩刀としては使用できない不良品のため、廃棄する予定の刀剣になっていたわけである。

実際に現存する村正作の刀は、「切先棟及其三寸五分下ニ疵アリ」と台帳に記される他、表の小鎧筋から棟に沿って鎧面に疵を均した痕跡があり、「疵物」であることに間違いは無い。蔵帳の記載内容が、前時代の蔵帳記録より詳細な記述になったために付記された事項であるが、遺産分与当初から「疵物」であったか否かは判らない。もう一振の村正作の刀は、売却前の台帳記録である「第三部 刀劔 貳 什器目録 五」に、身長一尺七寸二分五厘（約五二・三厘）・反り四分（約一・二厘）・鎧元重二分（〇・六厘）・鎧元中九分二厘（約二・八厘）・横手下重一分七厘（約〇・五厘）・横手下七分二厘（約二・二厘）、中心長四寸二分（約二・七厘）、銘「村正」の長一尺七寸二分（約五二・二厘）、中心先劔形・棟小肉・目釘穴二ツ・鐔目勝手下がり・庵棟・鎬造り・小木目肌・「焼乱」・錠子「突」とその形態が詳細に記される。これ以外の記載は無く、かなり詳細に什宝の状態を書き記しているこの台帳記録の性格を考えると、売却された村正作の刀は「疵物」では無かったと考えられる。不良品で無いがゆえに売立に出されたのであろう。

「御天守御腰物元帳」の「疵物」記載をもつて、尾張家においても村正作の刀を憚り廃棄品扱いしたと解釈されることもあるが、十八世紀段階で村正作の刀二振は「大小」の揃い物扱いを受けていたため、一振が疵物であるならば大小揃いには不向きと見做されただけではなからうか。それで

も廃棄されことなく江戸時代を通じて保管されたのは、家康の遺産という由緒性があつたからであろう。そして、明治五年（一八七二）正月に尾張家に引き継がれる什宝を整理した際に作成された刀剣の目録「御腰物元帳」<sup>(14)</sup>に、「仁義礼智人」の格付けの内「礼」の道具として遺されることになった。同書では「御天守物 御腰物元帳ニ潰物ニナル筈トアリ」と朱書きされるものの、「禮之部 右者宜御道具御帶等御手当之分」として、この後に活用されることを前提としていた。

このように村正作の刀二振は、明治維新後も尾張家の什宝として継承されたが、大小の小にあたる村正作の刀は、尾張家十九代義親が目論んだ徳川美術館及び徳川生物学研究所設立の準備金を得るために、<sup>(15)</sup>他に選定された美術品とともに大正十年に売却され、先述したように現在行方不明となっている。そのため、現時点では徳川美術館が所蔵する「刀銘村正」が、家康所持の由緒を持つ唯一の村正作の刀である。

## 二 妖刀村正伝説の淵源

村正作刀剣を徳川家にとって不吉な刀と見做す史料的な嚆矢は、先述したように『徳川實紀』や『朝野舊聞哀藁』が収載した諸記録・典籍であろう。中でも『朝野舊聞哀藁』には、家康の祖父・松平清康（二五一―三五）、父・広忠（一五二六―四九）、嫡男・信康（一五五九―七九）の死について、村正の刀が使用されたことを記す記録が散見される。

家康の祖父・松平清康が家臣・阿部弥七郎によつて殺害されたのは、織田方の守山城（現・名古屋守山区）を攻めていた天文四年（一五三五）十二月五日のことである。『朝野舊聞哀藁』の「清康君御事蹟」第六には、「松平

<sup>(16)</sup>記・「官本三河記」<sup>(17)</sup>・「酒井本三河記」<sup>(18)</sup>・「武徳大成記」<sup>(19)</sup>・「御先祖記」<sup>(20)</sup>・「三岡記」<sup>(21)</sup>・「三河榮秀記」<sup>(22)</sup>・「武功雜記」<sup>(23)</sup>・「鶴毛衣」<sup>(24)</sup>・「三州八代記古伝集」<sup>(25)</sup>・「天元年記録」<sup>(26)</sup>などの所収記録に村正の刀が凶器となったことが記されている。『東照宮御實紀附録』卷三が引用した「柏崎物語」にも、村正作の刀が使用されたことが言及されている。ただし、上記以外の所収記録である「三河物語」・「関野済安聞書」・「岡崎古記」<sup>(27)</sup>（岡崎領主古記）・「家忠日記増補」<sup>(28)</sup>（家忠日記増補追加）・「尾張古戦場記」・「寛永植村帶刀泰職譜」・「貞享植村土佐守書上」・「寛永植村新六郎某譜」・「貞享植村右衛門佐書上」・「總見記」には村正作の刀のことは触れられていない。

これら全ての記録の成立年代は明らかではないが、村正作の刀のことを記した「松平記」は、慶長年間（一五九六―一六一六）頃の成立と考えられているため、十七世紀初頭の段階では村正作の刀を凶器とする認識が存在していたことは確かである。なお、「武徳大成記」は五代將軍綱吉の命により、老中・阿部正武の監修の下、幕府儒官である林信篤・木下順庵によつて編輯された官選史書で、貞享三年（一六八六）に成稿したことが判る他、肥前平戸松浦家四代鎮信によつて元禄九年（一六九六）に著された「武功雜記」、寛文六年（一六六六）以前に成立した「三岡記」、十七世紀後半の作とされる「御先祖記」といった事例から、少なくとも十七世紀後半に至るまでには、清康の死に村正作の刀が関わっているという認識がある程度広まっていたことが判る。

家康の父・松平広忠の場合は少々複雑である。妖刀村正伝説に結びつけるならば、広忠は天文十八年（一五四九）三月六日に、家中の岩松（片目）八弥なる者に村正作の刀で殺害されたということになるが、『朝野舊聞哀藁』「広忠君御事蹟」第九・第十三及び、「清康君御事蹟」第六に収載され

た記録・典籍類でこの説を採るのは「天元年記録」・「岡崎古記」(岡崎領主古記)・「三州八代記古伝集」・「龍海院年譜」・「武功雜記」の五記録であり、「松平記」・「官本三河記」・「創業記」・「創業記考異」・「家忠日記増補」・「三岡記」・「三河雀」の七記録は病死とする。「三河国郡志」・「三州大樹寺舊記」・「松應寺由緒書」・「大樹寺御由緒書」は死因について触れられていない。

一方で、別に広忠に対する刃傷事件があったことが記されており、『朝野舊聞哀藁』「広忠君御事蹟」第九では、この事件を広忠が歿した三年前の天文十五年前後のこととする。この刃傷事件とは、広忠は岩松(片目)八弥に切りつけられたものの、浅手を負っただけですぐに治癒したとする事件である。ただ、この事件を採り上げた十二記録の年次がまちまちであり、「三河記大全」・「御年譜附尾」・「治世元記」・「御先祖記」では同十四年、「大永慶長年間略譜」・「三岡記」・「松平記」・「官本三河記」は同十五年、「武徳大成記」では同十六年、「寛永植村出羽守某譜」・「貞享植村右衛門作譜書上」・「及聞秘録」では年次不詳としており、『朝野舊聞哀藁』の編者は「記す古記録の説一定せされは今より其實否をさためかたし今しはらく三河記類に従ひて十八年の御逝去ハ今年の御異變とハ別事となして猶異日考定をまつ」として事件の発生年次を曖昧としている。

年次の特定、あるいは暗殺説・傷害説の特定は別として、事件を記した十七記録の内、暗殺説を採る五記録の中では「天元年記録」・「三州八代記古伝集」・「武功雜記」の三記録と、傷害説を採る十二記録の中では、「御年譜附尾」・「御先祖記」・「大永慶長年間略譜」・「三岡記」・「松平記」・「官本三河記」・「及聞秘録」の七記録が、村正作の刀が事件に使用されたとしている。ただし、「御年譜附尾」・「大永慶長年間略譜」・「三岡記」は『朝

野舊聞哀藁』編者によって村正作の刀のことを註記しているのみで、編者が引用した底本では刀の作者には触れていないと考えられる。よって、厳密に言えば村正の刀が事件に使用されたとしているのは四記録にとどまる。ここでも全ての引用記録の成立年代を明らかにするのは難しいが、清康事件と同様に「松平記」が村正作の刀について言及しているため、広忠事件も十七世紀前半時点で広忠に対する刃傷に村正作の刀が使用されたとの認識が存在していたといえる。また、清康事件と同様に「武功雜記」・「御先祖記」にも広忠事件が記されているため、十七世紀後半に至るまでに、広忠の刃傷に村正作の刀が関わっているという認識が識者の間で広まっていたことも確認できる。

次いで家康にとつて沈痛な事件は、嫡男・信康の切腹であろう。巷説としては信康の正室で織田信長の娘・徳姫から、信康の乱行と信康の実母・築山殿とともに武田家への内通を企んだことが、信長に報告されたことで、信長によって切腹を命じられ、天正七年(一五七九)九月十五日に幽閉先の遠江国二俣城(現・静岡県浜松市天竜区)において切腹したという事件である。その真偽はさておき、この切腹に際し村正作の刀が使用されたと記す記録は、『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十六と「広忠君御事蹟」第九収載の諸記録でいえば、「家忠日記追加」(家忠日記増補追加)<sup>(37)</sup>・「落穂集」(落穂集前編)<sup>(38)</sup>・「日記拔書」・「武徳編年集成」・「三州八代記古伝集」<sup>(41)</sup>の五記録にとどまる。ただし、「三州八代記古伝集」のみは介錯の刀ではなく切腹に使用された刀を村正作の脇差としている。また、「家忠日記追加」(家忠日記増補追加)は、『朝野舊聞哀藁』編者による註記で「山城守カ刀千子村正」と記すのみのため、編者が引用した底本では刀の作者について触れられていないと考えられる。信康の切腹に関する記録は「三河物語」・

「松平記」・「御年譜」・「創業記考異」・「武徳大成記」・「紀年録」・「濱松御在城記」・「岩淵夜話別集」・「御降誕考」・「源流綜貫」・「柳宮外戚婦女傳」・「四谷仲殿町西念寺書上」・「士談會稿」・「柏崎物語」・「寛元聞書」・「見聞隨筆」・「当代記」・「武徳編年集成」などが採り上げている中で、刀に言及した記事が清康事件・広忠事件の事例に比して少ないという印象はある。

なお、「落穂集」(落穂集前編)は兵法家・大道寺友山により享保十三年(二七二八)頃に成立、「武徳編年集成」は幕臣・木村高敦により元文五年(二七四〇)に成立したことが判明している他、「三州八代記古伝集」は十八世紀初頭に成立した記録と推定されている。つまり、信康の死と村正の刀を繋げる認識は、十八世紀初頭前後に記述されるようになったことが判る。中でも「落穂集」(落穂集前編)・「日記拔書」・「三州八代記古伝集」の記述は妖刀村正伝説を考える上で特筆される内容である。

「落穂集」(落穂集前編<sup>42</sup>)では「脇差刀の銘の儀御尋有レ之處 御介錯申脇差千子村正作の由申上候へは家康公被レ聞召 候て御前伺公の面々へ被レ仰候者 以前尾州森山に於て阿部弥七郎乱心仕り清康公を殺害致したるは村正か作の刀の由聞召被レ及又家康公御年若き時分駿河宮ヶ崎に於て小刀にて御手を被レ為レ切 殊之外御痛ミ被レ成候事召つるが 此小刀の銘も千子村正と有レ之 今度山城守不<sub>レ</sub>存寄 一信康公の御介錯を遂たるとあるも右同様と候へ者 畢竟村正か作の打物ハ御當家へ對し不吉と被<sub>レ</sub>思召 候て千子村正の打物類をは悉く取捨候様にと御納戸方の役人中へ被<sub>レ</sub>仰渡 候なり」と、「村正か作の刀」によって祖父・清康が殺害され、家康自身も幼年期に手に大怪我を負い、このたび嫡男の介錯にも偶然に使用されたことで、家康が「千子村正の打物類」を「不吉」とし、全て廃棄を命じたと記される。

「三州八代記古伝集」<sup>(43)</sup>の記述も同様で、「此新六御二代トモニ主君ノ御敵ヲ討シモ不思議ナリ 阿部弥七狂乱シテ清康公ヲ討奉ルモ村正ノ刀 今度弥八カ廣忠公ヲ害奉ルモ村正ノ刀 其後三郎殿御切腹モ村正ノ御脇差ナレハ御不吉例トテ上作トイヘトモ御道具ノ數三不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用也」と、清康・広忠・信康の死に村正の刀が関わったとし、村正作刀剣は「御不吉例」であり上作の刀剣といえども家の道具にはしないとしている。

似た話としては、『東照宮御實紀附録』巻三が引用した「柏崎物語」<sup>(44)</sup>にも記されており、ここでは村正作刀剣を「いかにして此作の 當家にさ、はる事かな。」と家康が評し、「此後の御差料の内に村正の作あらば。みな取捨よと仰付られしとぞ。」と村正作刀剣の廃棄を命じたとする。なお、「柏崎物語」は、筆者である国学者・柏崎三郎右衛門(永以)が安永元年(二七七二)歿のため、十八世紀中頃に記述されたと考えられている。

また「日記拔書」<sup>(45)</sup>においても信康事件・家康小刀事件のことを記すと同時に、関ヶ原合戦時の織田河内守(長孝)所持の村正鎧による怪我のことを記す。そして同書においては家康の言葉として「村正は御當家へた、り候よし」とまで述べている。この記録の成立年代は不明だが、享保十三年に著された「落穂集」(落穂集前編)を参照したと思われる記述が見られるため、十八世紀以降の成立であろう。他の記録では、それぞれの死に村正作の刀が関与したことまでは記すものの、ここまで明確に「不吉」「さ、はる」「た、り」と記す記録は少ない。織田河内守の鎧に関する記述は『東照宮御實紀附録』<sup>(46)</sup>巻十にも見られる。これらの引用文献から察するに、十七世紀末あるいは十八世紀初頭には妖刀村正伝説に通じる記録が現れていたことになる。

こういった村正に関する記述は、広がりこそないものの識者や文芸を嗜

む一部の庶民の間ではある程度、共有化されていた可能性が高い。その一例としては川柳が挙げられよう。増田忠彦氏の研究<sup>47</sup>で紹介された川柳の中に、次のような句がある。

- ①「吉光と村正そりが合ぬなり」『俳風柳多留』
- ②「有徳の君へ村正刃ハたゝず」『川柳評万句合』
- ③「村正ハやみうちにする道具なり」『川柳評万句合』
- ④「村正ハとうふも切れるやうになり」『川柳評万句合』
- ⑤「村正ハざくく汁と納りて」『川柳評万句合』
- ⑥「村正を和尚とうく餅につき」『柳多留拾遺』
- ⑦「村正を和尚一とこしもちにつき」『柳多留拾遺』

①の句は、当時献上品として珍重された「吉光（藤四郎）」作の刀剣と村正作刀剣が対極の扱いだったことを皮肉る句であり、②～⑤の中には解釈が難解な句はあるものの、村正作刀剣を忌まわしいとする認識が底辺にある。③の「やみうちにする道具」とする認識は、その最たる内容であろう。⑤の「ざくく汁」を、増田氏は菜っ葉を刻み込んだ味噌汁とし、「人の為なり」という前句につけたと解説するが、全体の意味は取りづらい。⑥・⑦の句にある「餅につく」とは、持て余すという意味で、本来名刀ならば寺でも寺宝として大切に保管するのに村正作刀剣ではそれもできないことを皮肉っていると増田氏は解説する。

『俳風柳多留』は、明和二年（一七六五）七月から天保十一年（一八四〇）にかけて百六十七編が刊行され、『川柳評万句合』の④は宝暦十二年（一七六二）、⑤は同十三年、③は明和四年（一七六七）、②は安政元年（一八五四）の句、『柳多留拾遺』は寛政八～九年（一七九六～七）の刊行のため、こういった川柳が十八世紀後半には市井で作られ、句を聞いた者もそ

の意味と洒落を理解していたわけである。

さらに村正作刀剣の負の印象が広く人口に膾炙するのは、大衆演劇である歌舞伎が果たした役割が大きいと思われる。明確ではないが、村正作刀剣が小道具として登場した初期例は、寛政七年（一七九五）三月に江戸・桐座で初演された初代並木五瓶作の『青楼詞合鏡』とされている。花魁・八ッ橋に手酷く振られた野州佐野の百姓・次郎左衛門が、村正作の刀で八ッ橋を斬殺するという筋立てではあるが、伝世する脚本では刀の作者を「備前国行」とする場合もあるため、<sup>48</sup>どの時点から村正作刀剣が不吉な扱いになったか判らない。

村正作刀剣を不吉として扱った明らかな作は、万延元年（一八六〇）七月に江戸・市村座で初演された二代河竹新七（黙阿弥）作の『八幡祭小望月賑』<sup>49</sup>であろう。縮屋新助が惚れた辰巳芸者・お美代を、振られた腹いせに村正の刀で刺し殺し、自暴自棄となって行き会う人を次々に殺すが、後にお美代が生き別れた実の妹と知らされ、自らも村正の刀で命を絶つという凄惨な内容である。<sup>49</sup>しかし、新助を演じた四代市川小団次の名演もあって人気を博し、明治二十一年（一八八八）には三代河竹新七作で、東京・千歳座で初演された『籠釣瓶花街酔醒』<sup>50</sup>にも応用されている。

『籠釣瓶花街酔醒』は、『八幡祭小望月賑』に比べて「内容的にはるかに粗く浅い。」<sup>50</sup>と評価されるものの、『籠釣瓶花街酔醒』は初代市川左団次の名演と、「醜い面貌の田舎者が衆人のなかで恥をうける悲哀が、ドラマとしての近代的な共感を得て、明治期世話物の代表作の一つとして評価され」<sup>51</sup>たようである。『八幡祭小望月賑』が文化四年（一八〇七）の永代橋崩落事件、文政元年（一八一八）の呉服屋甚之助による深川芸者おみよの殺害事件などが下地となっていることもあって、醜聞的好奇心をそったこと

も人気の一因といえよう。そのため「血汐を好むと聞及ぶ、この村正の崇りなるかな。」という台詞は、従来からの村正作刀剣の印象に加味して、村正作刀剣の禍々しさを大衆に喧伝する役目を果たしたと思われる。以後、現代にいたるまで村正作刀剣は不吉として繰り返して大衆芸能やメディアで取り上げられたことで、今では「妖刀」といえば村正がその代名詞になるまでになったのであろう。

『徳川實紀』や『朝野舊聞哀藁』が参照した記録は、十七世紀中頃にさかのぼる記録もあるため、松平・徳川家当主もしくは当主候補者の凶事に、実際に村正作刀剣が使用されたか否かは別にして、この頃にはすでに村正作刀剣は負の印象を伴って語られていたことは確かである。また、十七世紀後半から十八世紀初頭には村正作刀剣を不吉として記述する「落穂集」(落穂集前編)・「日記拔書」・「三州八代記古伝集」・「柏崎物語」といった記録も現れている。この内、大道寺友山が享保十三年(一七二八)頃に著した「落穂集」(落穂集前編)が、一定数筆写され写本として伝存するため、同書がある程度この伝説を巷間に広める役目を果たした可能性はある。十八世紀後半頃には市井にも妖刀村正伝説が敷衍したことは川柳の存在から明らかで、幕末の歌舞伎『八幡祭小望月賑』や、徳川家に対する憚りがなくなつた明治初年の歌舞伎『籠釣瓶花街酔醒』の好評により、村正作刀剣を不吉な刀＝妖刀とする認識が広く認知されるようになったのであろう。

徳川家に害を成すという認識は、おおよそ迷信の類ではあるものの、明治維新時に逆にその迷信が重宝され、東征大総督として江戸へ進軍した有栖川宮熾仁親王(一八三五～九五)の指料として村正作の刀が用いられ、西郷隆盛(一八二八～七七)も鉄扇に村正作の短刀を仕込んでいたことが知られる<sup>(52)</sup>。それゆえに幕末から明治にかけて村正作刀剣の偽物が産み出される

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

ことに繋がったと福井款彦氏は洞察するが、裏返せばただ村正作刀剣に不吉な霊力があると、半ば認識されていたことの証左でもある。幕末時点で我々が認識する妖刀村正伝説はほぼ形作られていたと見做せよう。

しかし、妖刀村正伝説普及の淵源の一つと思われる「落穂集」(落穂集前編)が成立した享保十三年(一七二八)頃は、八代將軍吉宗による出版統制が行われた時期であることが、一つの疑問点として残る。つまり、吉宗は自らの將軍權威を高め、弛緩した幕藩体制の再構築を目指すため、まずは家康の偉業を讃え神聖化する政策を推進した<sup>(53)</sup>。その一つが享保七年(一七三二)七月に「新板書物之儀ニ付町触」<sup>(54)</sup>である。この第五項に「一 権現様之御儀者勿論、惣而御當家之御事板行書キ本自今無用ニ可仕候、無扨子細も有之ハ、奉行所江訴出、差図請可申候事」とあるように、権現様(家康)のことは勿論、御當家(徳川家)に関することは以後出版してはならないとしている。出典不明の安易な合戦記や武功書の規制が第一義にあると思われるが、この町触は「町中書物類商売仕候者并板木屋ハ不及申、家持店借裏々迄一々為申聞、急度相守可申候」と記されているように、書物製作および販売を行う者だけではなく、庶民層にまで徹底することを目的としており、権威化と神格化の浸透を企図する意思が窺われる。

なお、出版物への家康名記載については、同二十年五月に緩和され、「軽きかな本等之類」や「御噂事御身之上之儀、御物語等之類」以外での使用は認められるようになったことから、家康名使用禁止の触は、家康の神格化・権威化のための一時的な経過措置であつたと考えられるが、この間に家康の神格化はある程度広く浸透したと思われ、以後、絵画作品などで家康の姿を隠すことや、徳川家を揶揄する直接的な出版物は皆無となる。

「落穂集」(落穂集前編)は刊行されたわけではなく、あくまでも写本の形

で流通したため、直接の取り締まりにはならなかったにせよ、「御噂事御身之上之儀」に相当する「落穂集」(落穂集前編)などの諸記録が、規制真つただ中で著され、十九世紀に始まる『徳川實紀』や『朝野舊聞衷藁』の編纂事業で無批判に採り上げられたのは、いささか奇異である。家康の祖父・父・嫡男は村正作刀剣の「たゝり」で命を落とし、自分もまたその「たゝり」に苛まれたというのは、絶対権力者の家にあつてはならない負の要素であり、徳川家が崇られている家であることは最も隠すべき事項でなければならぬである。幕末に討幕勢力が村正を利用したのと同様の事態が生じる可能性もあるわけで、徳川家の弱点ともいえる妖刀村正伝説は、為政者にとって本来は不都合な情報である。こういった情報が庶民層に浸透することは避けなければならないにも拘わらず、實際は歌舞伎などを通じて当時の共通理解になっていた。このことは、幕府当局の規制が及ばない程に情報が伝播していたか、あるいは黙認されていたかであるが、幕府の編纂物に採用されていることを鑑みれば、後者であつたとすべきであろう。

### 三 妖刀村正伝説の検証(清康事件・広忠事件)

ここで改めて村正作刀剣による凶事を検証する。家康の祖父・松平清康の死については、『朝野舊聞衷藁』の記録を整理するなら、多少の見解の相違はあるものの、織田方の守山城を攻める陣中において、家臣の阿部弥七郎に誤って殺害されたという事で概ね一致している。誤つてというのは、陣中で清康の愛馬が綱を離れて逃げ回っていたので、清康が「捕らえよ」と命じたところ、弥七郎が父・阿部大蔵の捕縛・成敗を清康が命じた

と勘違いし、父の命を救うため、清康を殺害したということである。阿部大蔵に謀反の疑いがかけられていたことが殺意の底辺にあつたようだが、清康を殺害した弥七郎もまた、その場に居合わせた植村新六郎に成敗された。

この清康殺害に使用された刀が村正作で、「松平記」<sup>(56)</sup>や「三河榮秀記」<sup>(57)</sup>などの記録では長さが二尺七寸であつたことまで注記してある。もとより『朝野舊聞衷藁』が引用した諸記録は、いずれも同時代の記録ではないため、村正作の刀が使用されたか否かを含め、記載された内容を全て事実とするわけにはいかない。とはいふものの、どの記録でも概ね類似の記述内容であるため、清康が天文四年(一五三五)十二月五日、守山陣中において家臣・阿部弥七郎に刀で殺害されたということは事実とみなして良からう。

その後、松平家ではこの事件を「守山崩れ」と称して松平家凋落の始まりとし、実際に松平家の総領権は、清康の叔父で清康の後見役を務めていたと思われる桜井松平信定(生年未詳、一五三八)によって横領され、清康の嫡子で家康の父・広忠は追放の憂き目にあう。広忠は今川義元の後援を経て、信定から総領権を奪還することに成功したものの、家中が分断した後遺症は深く、広忠はその後も一族の離反に悩まされることになる。広忠が松平家の総領として君臨するには、今川家に後援を頼まざるを得ず、それは事実上、今川家の庇護下に組み込まれることを余儀なくされたことを意味する。そして、広忠自身も二十四歳の若さで歿したことで、松平家は完全に今川家の従属となる。天下統一を果たした徳川家の歴史の中では、まさに苦渋の時代だったことは確かである。

清康の不慮の死は、徳川家にとって痛恨の凶事であり、大久保忠教が自

著『三河物語』において「清康三拾之御年迄モ、御命ナガラエサセ給ふナラバ、天下ハタヤスク納サセ給ンに、廿五ヲ越セラレ給ハで御遠行有社、無念ナレ。」と記すように、清康に対する妄想的願望を抱く者がいたとしても不思議ではない。伝説の淵源となる上でも実際に村正作の刀が使用され、松平家凋落のきっかけを作った刀ということで、松平家低迷時代から村正作刀剣は忌むべき作と松平家周辺で認識されていた可能性は充分に考えられる。

家康の父・広忠の死について、天文十八年（一五四九）三月六日に歿したことは、諸記録で一致はするものの、先述したように岩松（片目）八弥による暗殺なのか、病死なのかで見解が分かれる。しかし、『岡崎市史』をはじめ多くの先学研究が、広忠の死は岩松（片目）八弥による暗殺説を支持している。<sup>(59)</sup>慶長年間に成立したとされる「松平記」や、寛永初年の成立とされる「三河物語」<sup>(61)</sup>は、広忠の死を病死としているが、これは二代続けて当主が不慮の死を遂げたために、あえてその死因を隠蔽したとする説が、現在では支持されている。八弥は三河国加茂郡西広瀬（現・豊田市広瀬町）の城主とされる佐久間九郎左衛門全孝によって放たれた刺客であり、その佐久間を広忠の家臣・天野孫七郎が報復として斬りつけたことに対し五十貫文の恩賞を与えられたことを記す天文十八年十二月二十七日付の知行宛行状の写しが残っていることをその証左とする。

その記録は「譜牒余録」に収められた「石川忠成・阿部大蔵連署状写」<sup>(62)</sup>で、次のような内容である。

#### 「本紙折紙」<sup>(全好)</sup>

今度佐久間切候事無比類候、然者兼約之事候間、藤井隼人名田之内を以爲給五拾貫文出置候、於末代不可有相違候、仍如件、

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

天文十八とり

十月廿七日

阿部大蔵 判

石川右近将監  
忠成 判

天野孫七郎殿

そして、この文書を追認するように、広忠の歿後に三河国に支配権を拡大した今川義元より、改めて天野に対して判物が出されたことが、同じ「譜牒余録」に「今川義元判物写」<sup>(63)</sup>として収載されている。

#### 「本紙堅紙」

於去年高橋表、任兼約之旨佐久間九郎左衛門切之、依其忠節、竹千代<sup>(賀茂郡)</sup>  
大浜之内藤井隼人名田之内五千疋扶助云々、抽粉骨之上者永不可有相違者也、仍如件、

天文十九

十一月十三日  
<sup>(今川義元)</sup>  
治部太輔 判

天野孫七郎殿

この二通の記録から、佐久間を切ったことで天野に五十貫（五千疋）の土地を与えたことは「兼約之事」「任兼約之旨」つまり、前々からの約束だったことが判る。その約束については「三河物語」に詳しく記されている。佐久間を殺害できたら百貫文、負傷させたら五十貫文の土地を与える約束とすることで、天野は佐久間を殺害することは出来なかったものの、鼻柱を横一直線に斬りつけ両耳まで達するほどの深手を負わせたことで、恩賞に預かったとする。しかし、「三河物語」は、佐久間殺害を命じたのは広忠自身であり、復命して佐久間負傷の報告を行ったのも広忠に対してとするため、広忠歿後七ヶ月後に出された右記録と年代的に齟齬が生じる。

ゆえに、「三河物語」の記述は事実を改竄したと見做されているわけである。しかし、天野に対する領知宛行の理由、すなわち前々からの約束の内容は、「三河物語」の記述に依っており、「三河物語」の記述を否定するならば、広忠の暗殺を指示した人間に対する報復行為の恩賞と解釈するのも慎重に検討すべきかもしれない。

ここで考えなければならないのは、八弥の事件は広忠殺害ではなく単に負傷させただけとする記録にせよ、殺害に至ったとする記録にせよ、この八弥を取り押さえ成敗したのが、清康殺害犯を成敗したのと同じ植村新六郎とするのは単に偶然であろうか、ということである。『寛永諸家系図伝』<sup>(64)</sup>によれば、植村新六郎は後に大和国高取二万石を領する大名・植村家の遠祖で、天文二十一年に尾張国沓掛で討死したのが三十三歳としているため、広忠が歿した時は三十歳、清康が歿した時は十六歳ということになる。年齢的にみて両事件に関与することは問題無いものの、いずれも実行犯を成敗したとすることには疑念が残る。あるいは清康殺害時の記録、もしくは記憶と混同された可能性も視野に入れておく必要はあろう。

『寛永諸家系図伝』では、広忠の事件を広忠が歿した翌年の天文十九年とし、広忠を害したのは「浅井某 或蜂屋某」と記す。また清康を殺害した阿部弥七郎を成敗したのは、新六郎の弟・植村泰職の系譜では泰職自身と記すなど、記述の齟齬が見られる。家譜といえども正確とはいえないわけで、家譜の編纂・提出にあたって巷間の記録に依拠した可能性はある。この例証として、広忠事件を広忠が歿した年に近似する天文十九年としてつても、清康事件の記事では「清康君を害したてまつる時」とし、広忠事件の場合は「廣忠卿を突たてまつりてにげさる時」とするなど、明らかに広忠事件は傷害事件だったとする記録の表現と同様で広忠が死んだとは記さ

れていない。このことは植村家といえども正確な記録は残っておらず、家譜を作成するにあたり巷間の記録に依拠した可能性を指摘できる。ただし、こういった混同が見られる背景として、『寛永諸家系図伝』の編纂が始まった寛永十八年（一六四一）時点で、広忠の死は殺害によるとする認識が植村家周辺にあったことも物語っている。

現在、広忠の死を病死としたのは二代続けての当主横死を隠蔽するための作為と解釈されているものの、それを指示した主体者については明確に言及されておらず、漠然と徳川家あるいは幕府周辺であることを示唆する表現に留まっている。そもそも、徳川家にせよ、幕府にせよ、隠蔽を求める意志を明確に表したのだろうか。仮に徳川家側の意志が働いたとしても、個人の執筆に影響を及ぼす場合、ある程度の言論統制的な指示を必要とする。この場合、最も注意を喚起しなければならないのは、二代に対する殺傷犯をいずれも成敗したとする植村家に対してであるが、先述の通り『寛永諸家系図伝』の記事を見る限りその形跡は見当たらない。そもそも「松平記」にせよ、「三河物語」にせよ、写本は存在するものの、一般刊行を前提として作成された記録ではないため、そこに統制を及ぼすことは事実上不可能である。抑制された表現があったとしても、周囲で漠然と存在する隠蔽意識を執筆者自身が付度する以外に方法がない。ゆえに、この両書で広忠を病死とするのは、単に筆者周辺にあった情報をそのまま記載しただけのことではなからうか。広忠の死因について、意図的に隠蔽する意志、もしくは隠蔽を求める意志があったとは考えられない。

広忠を暗殺とする「天元年記録」・「岡崎古記（岡崎領主古記）」・「三州八代記古伝集」・「龍海院年譜」の成立年代はいずれも明確ではないが、概ね十八世前後に成立と推測されており、「松平記」・「三河物語」より後に著

された記録である。これら四記録の著者周辺には正しい記録が伝わっていたという可能性まで否定できないが、十七世紀初頭の記録で、広忠は病死であり刃傷事件は別の年に発生としているのに、後世の記録で二つの事件を一つの事件として広忠は暗殺されたとする記述となるのは、単に記録の混同があつたからとするのが自然ではなからうか。あるいは、妖刀村正伝説に引きずられるか、醜聞の拡大解釈をするために都合の良い情報の憶測操作を行っただけとも考えられる。

次に八弥による事件が広忠を死に至らしめたか、単に軽傷で終わったかは別にして、清康事件と広忠事件の両方に村正作の刀が使用されたとする記録は、『朝野舊聞哀藁』所載の記録で見える限り、広忠事件を単なる刃傷事件とする「御先祖記」・「三岡記」・「松平記」・「官本三河記」と、暗殺だったとする「天元年記録」・「三州八代記古伝集」の六記録である。この中で、信康事件のことを記すのは「松平記」と「三州八代記古伝集」だが、「松平記」には信康の介錯に村正作の刀が使用されたとは記されていない。「三州八代記古伝集」のみが清康・広忠・信康の三人の死に村正作の刀が使用されたことを挙げ、これを「不吉例」と評する。なお、暗殺説の「天元年記録」は「清康公をも阿部弥七村政之刀を以奉討此度も村政にて奉討となり又植村新六弥七弥八を即座に討止る事不思議也<sup>65</sup>」と、両事件を併記するに留まっている。

村正作刀剣を不吉とした記録は「三州八代記古伝集」の他に「落穂集」(落穂集前編)・「日記拔書」・「柏崎物語」があるものの、この三記録は清康事件・信康事件を記すが広忠の死については触れられていない。その代わり「落穂集」(落穂集前編)と「柏崎物語」は家康小刀事件、「日記拔書」は織田河内守鎗事件を記す。つまり清康事件・広忠事件・信康事件・家康小

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

刀事件・織田河内守鎗事件の五つの凶事で、五つとも列記した記録は無く、三ないし四の凶事をもって村正作刀剣を不吉と記しているわけである。村正作刀剣を不吉とした四記録全てに記載されるのは、清康事件と信康事件のみである。清康事件は、村正作刀剣による凶事の始まりとしての位置付けで採り上げられているのだろうが、妖刀村正伝説を示唆する際に、いずれも信康事件に言及していることは着目される。

#### 四 妖刀村正伝説の検証(信康事件)

岡崎信康の切腹については、これまで織田信長の関与が強調され、信長の命によって仕方なく家康は信康に対して切腹を申し付けた上で、自分の正室である築山殿も武田家との内通の疑いにより殺害したという解釈が一般的であった。信康の器量を恐れた信長による陰謀説、築山殿悪女説など、力で信長に劣る家康は信長の後ろ盾を失わないためにも、不条理ではあるが、泣く泣く嫡男と正室の排除を吞まざるを得なかったという筋立てである。信長の冷酷非道さ、家康の艱難辛苦が際立つ場面であり、ドラマや小説で言えば一つの見せ場である。実際に山岡荘八著『徳川家康』をはじめ多くの小説や、それらを基にしたドラマなどでは、当たり前のようこの解釈が採られたため、未だにこの説が定説のように思われているのは確かである。

しかし、新行紀一氏執筆による『新編岡崎市史 中世2』の「第四章 徳川家康の時代 第二節 五か国大名徳川氏 三信康・築山殿事件<sup>66</sup>」において、こういった俗説は既に否定されている。詳細は同書によるとして、まず天正七年(一五七九)に起こった事件の経緯を『新編岡崎市史 中世2』

でまとめられた「家忠日記」を基にした時系列でみると次のようになる。

八月 三日 家康、浜松より岡崎へ入城。

八月 四日 家康と信康、口論の末、信康、岡崎より大浜（愛知県碧南市）へ退去する。

八月 五日 松平家忠、岡崎へ到着。家康に命じられて弓・鉄炮衆を引き連れて西尾（愛知県西尾市）へ移り、「会下」に陣取って「北端城番」を受け持つ。

家康、西尾へ移る。

八月 六日 松平家忠、「北端城番」を受け持つ。

八月 七日 家康、岡崎へ戻る。

西尾城の「本城御番」を松平康高・榊原康政、「北端城番」を松平家清・鵜殿康定が受け持つ。

松平家忠、「善五左衛門所」に陣取り、松平家清・鵜殿康定を振る舞う。

八月 八日 松平家忠、榊原康政・松平康高・松平家清・鵜殿康定を振る舞う。

八月 九日 小姓衆五人を付け、信康を大浜より遠江国堀江城（静岡県浜松市西区）へ移す。

八月 十日 松平家忠、家康より岡崎へ出頭を命じられ、鵜殿善六郎を遣わす。

家康、国衆に対して信康との音信を禁じる起請文を提出させる。

八月十三日 家康、浜松へ戻る。

本多重次、岡崎城の留守居となる。

「家忠日記」には以後の事件に関する記述は無い。その間、八月八日に家康から信長の近臣・堀秀政に対して送った次の書状が知られている。<sup>(67)</sup>

今度、左衛門尉を以申上候處、種々御懇之儀、其以御取成故<sup>(就)</sup>と忝令レ存候、仍、三郎不覺悟付而、去四日岡崎を追出申候、猶其趣小栗<sup>(重常)</sup>・成瀬<sup>(藤八郎國次)</sup>藤八可三申入一候、恐々謹言、  
大六・成瀬<sup>(天正七年)</sup>藤八可三申入一候、  
八月八日<sup>(秀政)</sup> 御名乗御判

堀久太郎殿

この書状によれば、家康は堀に対して家臣の小栗重常・成瀬國次を送り、三郎（信康）を八月四日に岡崎より追放したことを報告している。この前文には、それ以前に酒井左衛門尉（忠次）を派遣し、堀秀政より懇切な取りなしを受けたことを感謝するという文があるため、八月八日以前には信長に対して信康追放は知らせていたことが判る。

この後、理由は明らかでは無いが、八月二十九日に築山殿が遠江国富塚（現・静岡県浜松市中区）で、「松平記」に依れば岡本平右衛門・石川太郎左衛門によって殺害され、信康も堀江から遠江国二俣（静岡県浜松市天竜区）へ移されて九月十五日に切腹となった。

この事件に関する同時代史料は無いため、比較的事実経過を冷静に書き記したと思われる「松平記」から事件の背景を拾うと、信康と信康の正室で信長の娘である徳姫の仲が悪くなり、徳姫が信康・築山殿の行動を簡条書にして信長に送ったことが事件の発端となった。信康が粗暴で悪逆であること、築山殿が不行儀で武田方に内通しているという内容であった。「三河物語」では、この手紙を信長の下へ持参したのは酒井忠次だったとするが、「松平記」ではあくまで徳姫が信長に対して「一ツ書」を送ったと記すに留まる。家康付の重臣である酒井忠次が、家康の指示も無いま

ま、信康の正室の手紙を携えることは指揮命令系統上あり得ないため、仮に酒井が持参したとするならば、それは家康の意志ということになる。ゆえに「三河物語」の記述は事実とは考えられず、徳姫は徳姫の手づるで信長に「一ツ書」を送ったとする方が妥当であろう。信康が鷹野場で出家（坊主）を縛り殺したこと、踊りが下手だったため町の踊り子を弓で射たこと、その他に乱暴な振る舞いがあり、家康が不信任をもっていること、築山殿が不行儀であること、武田方から唐人を召して謀反を企てているといったことが「一ツ書」に書かれていたと「松平記」は記す<sup>(68)</sup>。

この徳姫からの手紙に驚いた信長は酒井忠次を呼んで真相を糺したところ、忠次は信康の弁護をするどころか、普段から信康に意見していたが、信康は一切耳を貸さず、両名が不仲となったと報告し、あぐくの果てには信康のことを「悪逆人にて御座候」とまで評したと「松平記」は記す<sup>(69)</sup>。

新行氏は、信康と家臣の間に軋轢が生じていたことは「家忠日記」の記述からも窺われるとし、天正六年に三河の国衆に対して「岡崎在郷」(岡崎城下への常住義務)をわずか半年で廃して領知への常住を認めるとする家康の措置は、家臣団統制や軍事動員であるが故に、信康と国衆との関係の親密化を防ごうとしたのではないかと推測している。家臣に支持されない主君は「器用」を持ち合わせない「非器」であり、当時の通念をもって家康は信康を処断したとする。「松平記」の記述においても、信康と家臣団の対立は記されており、信康に死を命じた主体者はあくまでも家康となっている。

信長が自分の嫡男・信忠より信康の器量が優れていたことを恐れたためとする俗説も、当時の信忠がすでに織田家の家督を相続して右大将に任じられ、軍事指揮権・領国支配権を行使しているのに、軍事指揮権も有さず

無位無冠の信康とでは超えがたい立ち位置の格差がある状況では、比較すること自体が無意味であり、そもそも当時の家父長権のあり方から考えて、家族の処断は家父長権に属することで、信長が信康の死を命ずることはありえず、「松平記」が記すように信長は家康の考え通りにしてよいと承認したのが真相であると新行氏は論述する。

依拠する史料が後世に著された「松平記」のみという限界はあるものの、「家忠日記」から断片的に読み取れる家中の状況や、当時の通念などを鑑みると、「松平記」の記述内容はある程度真相に近いと考えられよう。東国方面で武田家や上杉家がまだ一定の勢力を保ち、北条家も背後を窺う状況において、家康の意に反し、「三河物語」に記される家中怨嗟の声が生じるような命令を、信長が出す事はまずあり得ないであろう。まだ信長に対抗しうる勢力が控えている状況で、この命令は家康の離反を招きかねない危険な命令であり、現実的な措置とは到底考えられないのである。

新行氏の論証でも判る通り、家康と信康の間には埋めがたい対立が生じており、家中分断を避ける上でも、家康の意志によって信康は切腹させられ、信長はあくまでも追認したに過ぎないとするのが、信康事件の実像であろう。この見解を基に、信康事件を記した諸記録を見直すと、たとえば寛永年間に成立したとされ、比較的史料価値が高いとされている「當代記」<sup>(70)</sup> 卷二には「八月五日岡崎三郎信康主一男<sup>家康公</sup>令二牢人<sup>一男</sup>一給ふ、是信長之雖<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>聲、父家康公の命を常違背し、信長公をも被<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>輕、被官以下に無<sup>レ</sup>情被<sup>レ</sup>行非道間如<sup>レ</sup>此、此旨を去月酒井左衛門尉を以信長へ被<sup>レ</sup>得<sup>二</sup>内證<sup>一</sup>所、左様に父臣下に被<sup>二</sup>見限<sup>一</sup>ぬる上は不<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>是非<sup>一</sup>、家康存分次第之由有<sup>二</sup>返答<sup>一</sup>」とあり、信長は臣下に見限られたからには「不<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>是非<sup>一</sup>」、家康の「存分次第之由」、つまり家康の考え通りにせよと返答したという記載があ

る。

また、やや後世の書となるが、元文五年（一七四〇）に成立した「武徳編年集成」<sup>(71)</sup>には、信康の罪状を聞いた信長が、「兼テ信康不仁暴虐タル事ハ家康モ知り給フ由然レ共一子ト云殊ニ武略傑出シテ予カ為ニモ諍也何方ニモ押入置ニ於テハ無レ害シカ家康ノ内意如何ト問ハル」とあり、信康はいくら暴虐といえども、家康にとつては嫡男であり、自分にとつても婿である、どこかで蟄居させて反省させるということはできないかと、信康切腹を慰留する記載がある。続いて「信長ハ誠ニ其家ノ元老十罪皆然ル由ヲ述テ兼テ家康モ其害心ナルヘキカト疑ル程ナラハ信康トテモ善ニカヘル志ヲ改ムヘカラス從ニ家康早ク死ヲ可レ給由ヲ可レ達ト宣フ」と、家の重臣がそこまで言い、家康自身もそのように考えているならば仕方無い、家康に早く切腹させるように伝えよとあり、信長は徳川方を説得できずに信康切腹を了解したとする内容となっている。「武徳編年集成」は、幕臣・木村高敦によつて著され、寛保元年（一八四二）に八代將軍吉宗に献上された書である。將軍の台覧に供される内容として、高度に検証されたはずであり、真偽は別にしても幕府が公式に受け入れた見解の一つであることは注目される。

当時の家父長権のあり方、織田家と徳川家の関係と、新行氏の論証を勘案する限り、家康と信康の関係悪化があつたことは間違ひなく、家康自身の意志によつて信康に死を命じたとみるのが妥当であろう。酒井忠次の役割は、舅である信長の了解を得るといふ役目を帯びて家康の筆頭重臣の立場で信長の下へ遣わされたと解釈すべきである。それゆえに、たとえば「三河物語」<sup>(72)</sup>で記されるように、徳姫から送られた罪状十二箇条に対し、それは事実かとの信長の問いに酒井忠次は全て事実と答え、十箇条まで肯

定したところ、家の重臣がここまで事実というならばこれ以上審議する必要無し、信康に腹を切らせよと命じた、とする話は、このような場面があつたかどうかは別にして、罪状を信長に納得してもらつたために派遣されたとするならば、肯定するのは当たり前である話である。

「三河物語」では酒井忠次のこの対応は、徳川家に対する背信行為であり、「坂」「酒」井左衛門督ハ、御家の乙名<sup>(73)</sup>と申、御普代久敷御主の御事を御前様に見かへ奉りて、御前と一身「味」して、よくく口<sup>(74)</sup>を指上<sup>(75)</sup>て、さ、へ奉りたり」と、各々上下共に申て憎<sup>(76)</sup>みけれ共」として罵倒しているが、家康の意志に反し、家の弱体化を招きかねない判断を酒井忠次が独断で行つたとは考えられない。全て家康の指示であり、意志であつたとすべきである。

ただし、「松平記」<sup>(73)</sup>には「信康公宣ひけるは父に弓を挽と云事は全偽也年寄共の讒言なれ共此上兎角申わくるに不<sup>(77)</sup>レ及とて」とか「家康公も人口の讒に依て不慮の殺害と御後悔の御詞度々有とかや」とあり、信康の罪は重臣の讒言だつた可能性や、後に家康は信康を殺したことを後悔したとも記されている。これが事実かどうかは確認できないものの、後に酒井忠次が自分の息子が幕府で冷遇されているので、家康に直訴して息子の出世を願つたところ、家康から「（信康を見殺しにしておきながら）おまえでも息子が可愛いのか」と痛烈な嫌味を言われたとか、関ヶ原合戦の直前に家康が「信康がいればこれ程苦勞はしなかつた」と嘆いたといふ逸話などは、あるいは「松平記」が記した家康の心情を反映しているのかもしれない。ただ、この逸話は『徳川實紀』に収載されたため、江戸後期にはほぼ事実のように受け取られたことも確かであろう。同書では信長と対峙したのを酒井忠次と大久保忠世とし、家康はこの二人に幸若舞「満仲」を見せて

嫌味を言ったという逸話も載せられている。幸若舞「満仲」は、源満仲が家臣・藤原仲光に満仲の子・美女丸の殺害を命じたが、仲光が主人の苦衷を察して、自分の子である幸寿丸を美女丸の身代わりとして殺し、その首を差し出すという話である。この筋立てによるならば、家康は酒井・大久保に対し、幸若舞「満仲」を見せることで、自分の心境をあらさまに判らせようとしたことになる。また、酒井・大久保は「織田家の奸計に陥り。かしこきまうけの君をあらぬ事になし奉りしは。不忠とやいはむ愚昧とやいはん。」と、信長に踊らされた不忠の家臣とも記し、信康の死に信長が積極的に関わったという記載になっている。

「松平記」が記す家康の「御後悔」が、ある程度の識者の間で知られていたとするならば、このように酒井忠次や大久保忠世を背信・不忠の者と評価したり、あるいは信長の絶対的かつ理不尽な命によって弱小徳川家はその命を泣く泣く聞かざるを得なかったという見解が生まれる可能性はある。しかし、仮に讒言によって惑わされていたとしても、信康を死に追いやったのは紛れもなく家康自身の決断だったこともまた事実であり、徳川家が一方的被害者とする見解は、多分に書き手による恣意的見解を内包していると言わざるを得ない。

## おわりに

妖刀村正伝説の基となった五つの事件の内、信康事件だけは異質な事件である。広忠の死が暗殺か病死かの見解が二分しているものの、殺害に至ったか怪我を負わせたかどうかは別にして、広忠に対する刃傷事件があったことは、諸記録で共通している。しかし、信康事件は、本来は家

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

康の意志で行われた切腹であったにも拘わらず、信長の命によって仕方なく起きた不幸な事件にすり替わっている。ただし、「三河物語」の記述でもみられるように、十七世紀初頭の段階で、信康の切腹は家康の意に反したことであったとする見解があったことも確かなので、事実を知らない者による完全な創作とは言いい切れず、潜在的には家康は被害者とする意識もまた存在していた。

事件の真相が未端まで正しく伝わらないのは、高度な政治的案件ゆえの情報統制があったからかもしれない。しかし、信康事件について記した「家忠日記」・「家忠日記追加」(家忠日記増補追加)・「落穂集」(落穂集前編)・「日記拔書」・「武徳編年集成」・「三州八代記古伝集」・「三州八代記古伝集」・「三河物語」・「松平記」・「御年譜」・「創業記考異」・「武徳大成記」・「紀年録」・「濱松御在城記」・「岩淵夜話別集」・「御降誕考」・「源流綜貫」・「柳宮外戚婦女傳」・「四谷仲殿町西念寺書上」・「士談會稿」・「柏崎物語」・「寛元聞書」・「見聞隨筆」・「當代記」・「武徳編年集成」の記述をみると、「家忠日記追加」(家忠日記増補追加)・「松平記」・「當代記」・「武徳編年集成」は家康と信康との確執を記している。妖刀村正伝説が敷衍する一助となつたと思われる「落穂集」(落穂集前編)でも信康に謀反の意志は無かったと記すものの、この件について家康は何も語らず、確執が生じていたことを暗喩している。

「紀年録」には明確に確執があったとは記されていないが、信長の「家老」佐久間信盛の讒言を基に「佞者」の密告を家康が信じたと記す。「岩淵夜話別集」では「家康公と信康公トノ御中惡ク被為成」と記し、「柳宮外戚婦女傳」では「信康君ハ内室ト御挨拶惡シク成給ヒ離別其上信康君甲州武田勝頼ヘ内通ノ聞ヘ有ニ依テ大神君大キニ御怒リ」と記すなどいずれも

両者の確執を記す。全ての記録ではないにせよ、家康と信康の確執があったことを著した記録も複数存在していた。

十七世紀初頭に著された「家忠日記追加（家忠日記増補追加）・「松平記」・「當代記」などに家康自身の判断で信康を切腹させたという見解がある反面、同じく十七世紀初頭に著された「三河物語」などでは家康の意に反した信長の強請による切腹という相反する見解があったわけで、十七世紀初頭の時点で二つの見解が混在していたことは先述した。そのため、識者の間でそれぞれの文脈において信康事件を検証する記録がその後にも著されたことから、その真相をわかりにくくしていると同時に、十七世紀後半の時点で既に一定の識者の間で伝えられていた村正作刀剣が徳川家にとって不吉との認識とが合わさって、信康の死も「不吉な」村正作刀剣が関与している流れになったのではないかと思われる。

先述したように清康事件・広忠事件・信康事件・家康小刀事件・織田河内守鎗事件の五つの事件を全て採り上げて、村正作刀剣を不吉とした江戸時代の記録は存在していない。不幸な事件が三つ続けば、不吉とするのに充分であり、松平・徳川家当主および当主予定者の死・負傷に村正作刀剣が使用されていたという伝聞さえあれば、自ずと村正作刀剣を不吉とする見解が生じて不思議ではない。妖刀村正伝説は、このように複数の記録が伝世する過程で、時間をかけて醸成された一種の創作・神話と見なせよう。

十七世紀中頃から十八世紀初頭にかけて、信康の死と村正作の刀を関連づける著作が現れたことで、遅くとも十七世紀後半時点で、村正作刀剣を不吉と見なす意識が生じたと思われる。そして「落穂集（落穂集前編）」がある程度筆写され、写本として流布したことで、妖刀村正伝説は庶民層に広

まり、文芸を通じて敷衍していった。その間に新たな解釈・憶測が付記されるのは口承の常であり、それは近代・現代に至るまで命脈を保っている。

本稿の目的の一つは、徳川美術館に現存する尾張徳川家伝来の村正作の刀が家康遺品という事実がある限り、村正作刀剣を忌避する意識は家康には無かったことを説明することである。祖父・清康の死や父・広忠の死もしくは刃傷に村正作の刀が使用されたという認識を家康が持っていたとしても、不吉な刀として全て遺棄を命じたというのは、妖刀村正伝説が醸成された後の創作であろう。ただし、尾張徳川家といえども人口に膾炙した妖刀村正伝説を無視しえたとは思われない。家康遺品であるため、粗略には扱われなかったものの、世間で村正作刀剣が忌避されるようになったことは当然承知していたであろう。家康遺産の刀の大半が贈答儀礼などに用いられたのにも拘わらず、村正作の刀はついに利用の機会はなく、拵も作られずに江戸時代を通じて名古屋城内に保管されたのは、妖刀村正伝説が影響していたためと思われる。

しかし、なぜ妖刀村正伝説が幕府創業者の言動に仮託されて、規制も受けずに一般に伝播したのであるか。そして、その伝説の骨格がある程度定まったと思われるのが、八代將軍吉宗による將軍權威復権・言論統制政策のまった中と考えられることも、時代背景として合致しない。この疑問を解決する史料の根拠は持ち合わせていないが、信康の死をめぐる見解の相違が一つの可能性を示唆する。つまり、実際には家康の意志による切腹命令だったのにも関わらず、家康の意に反する切腹だったという正反對の見解が広まり浸透したことに、何らかの意志が働かなかったかということである。言い換えるならば、後者の説が広まり前者の事実が凌駕されるのならば、家康にとっての汚点が一つ消えることになるわけで、既に神と

して位置づけられている家康に嫡男・正室殺しの汚名を着せないという何かの意志が働いた可能性も考えられるということである。

徳川家・幕府の正当性と正義を絶対的にするためには、その創業者に凡人を超越した貴種性・聖人性が要求される。家康は人間的な間違いを犯す等身大の「人」であつてはならないわけで、それゆえに幕府編纂の書物で繰り返し家康を神格化する神君神話が生み出されてきた。妖刀村正伝説は、信康事件の真相を糊塗する上で格好の話題と見做されたのではなからうか。妖刀村正伝説を肯定するならば、信康の死は清康・広忠・家康に続く不幸の連鎖の中に位置付けられており、不吉な村正作刀剣の魔力によって神君家康といえども避けられない超常的な「祟り」であるとした方が、信康の死を悲劇的に語ることが出来ると判断した可能性は捨てきれない。

もとより妖刀村正伝説自体を徳川家・幕府が創作したとは到底考えられない。このことはこれまで見てきた諸記録の記述変遷でも明らかのように、伝説の骨格は事実と憶測・創作が時間をかけて絡み合い醸成された口承の類であつて、少なくとも十七世紀後半に至るまで「不思議」ではあつても、「不吉」だの「祟る」だのといった認識には至っていない。この流れの中で一步踏み込んだ解釈が、徳川家あるいは幕府の思惑と一致し、積極的に推奨しないまでも、禁忌に触れる妄説として処断することもなく、黙認という形で自然伝播させる方法を採用したとも考えられる。ただし、この考えこそ憶測の範疇であり、実証的な見解にはほど遠い上に、真逆の伝説を作り上げることにもなりかねない。ゆえに、この考えは事実経過を踏まえた上での一つの仮説呈示であり、本稿の主目的としないことを付記する。

## 註

### (1)

『東照宮御實紀附録』卷三(黒板勝美・國史大系編修會編輯『徳川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和三十九年八月三十一日)。

三郎殿二股にて御生害ありし時。檢使として渡邊半藏守綱。天方山城守通興を遣はさる。二人歸りきて。三郎殿終に臨み御遺托有し事共なく言上しければ。君何と宣ふ旨もなく。御前伺公の輩はいづれも涙流して居し内に。本多忠勝。榊原康政の兩人は。こらへかねて聲を上て泣き出だせしとぞ。其後山城守へ。今度二股にて御介錯申し脇差はたれが作なりと尋給へば。千子村正と申す。君聞し召し。さてあやしき事もあるもの哉。其かみ尾州森山にて。安部彌七が。清康君を害し奉りし刀も村正が作なり。われ幼年の比駿河宮が崎にて。小刃もて手に疵付しも村正なり。こたび山城が差添も同作といふ。いかにして此作の。當家にさゝはる事かな。此後の御差料の内に村正の作あらば。みな取捨よと仰付られしとぞ。

(後略)(柏崎物語)

### (2)

『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

日記抜書曰 権現様遠州濱松に御移被<sub>レ</sub>成候 其跡に信康様岡崎の御城に被<sub>レ</sub>成御座候故 岡崎三郎様と称す 御生害之儀被<sub>レ</sub>仰付其訳委細しる人なし 御使は服部半藏 天片山城兩人なり 三郎様御書付を御覽被<sub>レ</sub>成て御書付之通畏候よし御請被<sub>レ</sub>成 其後兩人へ被<sub>レ</sub>仰候ハ 我等相果候跡にて兩人頼事有 此御科の御書付之内 甲斐乃勝頼に組し逆心の企と有儀はもつたないき事也 此儀に於ては跡方もなき事なり 其外の御書付ハ兎角可<sub>レ</sub>申様無<sub>レ</sub>之候へともいかにと申ても親に對し逆心と有は死しての跡 骸の上の大罪何か是に過ん 此段は其方兩人何分にも申わけを致し呉候様に頼なり(中略) 不思議成事ハ山城守御介錯申上候刀千子村正也 村正は御当家へたゝり候よし申候者 清康様御横死被<sub>レ</sub>成候も村正也 権現様御若年の時御小刀にて御あやまち被<sub>レ</sub>成候も村正 関ヶ原御勝利の節 織田有樂の息河内守は戸田武藏と云者を鐘付甲をぬき首をとる 其旨及二御聞一則鐘を御覽被<sub>レ</sub>遊候 穂を御覽被<sub>レ</sub>遊候とて御取上被<sub>レ</sub>成候節 御手を御きり被<sub>レ</sub>遊候 此鐘の作はと御尋被<sub>レ</sub>成

候へは有樂村正と申上候 上意もさも有へしとの事なり 有樂河内守に此  
鍵は則穂先を打折捨可レ申と申付るとなり

## (3)

『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」卷百二十六(史籍研究会編『内各文庫所蔵  
史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

落穂集曰 天正七年九月十五日三河守信康公 遠州二侯の城内に於て御生害  
御息女御兩人有レ之に小笠原兵部大輔秀政 本多美濃守忠政へ御縁嫁なり  
附記曰 右信康公御生害之儀に付 我等若き時分去ル老人の物語を承りたる  
事有之 遠州二侯に於て信康公御生害被二仰付二候刻 濱松より御檢使として  
渡邊按ずるに服部の誤なり下同し半蔵 天方山城守に御目付衆を被二差添一被 遣候節 御科  
の品々書立に被二仰付二候を 兩人持参いたし差上候へハ 信康公御拝見の上  
にて兩人へ被二仰聞一候は 寂早ケ様に被二仰出二候上に於て申分ケかましき  
儀など可二申上二にては無レ之候へとも 其方なども能々分別致し見可レ申也  
子の身として親に對し謀叛逆心なと有レ之は人倫の作法にあらず 然るに我  
等義武田勝頼に心を合せ當城中へ武田勢を導入 逆心の企に及候との一ケ  
條に於ては日本國中の神慮をかけ一向の虚言にして跡方も無レ之義なれば  
此一事に於ては我等死後に此趣を能々御聞に達し申分を致しくれ候様にと  
被レ仰候へは 兩人承り委細奉レ畏候 其段に於ては御心安可レ被二思召一候  
たとへ我々共 大殿様之御機嫌を損し 何分に被二仰付二候ても只今被二仰聞一  
候御遺言の一通りに於ては御聞濟被レ遊候様に仕指上可レ申旨 兩人堅く御  
請申上候へハ 信康公御満悦之由被レ仰外に一ツ其方共へ頼置度事有之 當  
城下に於ても浄土一宗の寺有レ之由に候得共 願くは引導焼香の儀をは大樹  
寺の方丈へ御頼被レ成度と思召候よし被レ仰候得者 兩人承り何より安き御  
事に御座候 其外にも何によらず兩人へ被二仰置一候様にと申上候へは 寂早  
思召被レ殘儀も無レ之との仰にて渡邊に被二仰聞一候者 其方事は我等幼少の  
時分よりなしみの儀なれば 介錯の儀を其方へ頼むそと有レ仰に付 半蔵奉レ  
畏候と申て御次の間へ罷出 自分の刀を持って出 腰わきに差置候を御覧有て  
御肌を脱せられいさき能御切腹被レ成 半蔵くんと被レ仰候へ共 半蔵義は御  
肌をぬかせられ候を見奉るや いなや大きにふるひ出 前後の弁へも無レ之  
仕合を山城守見兼候て半蔵儀は何の通に御座候て定て御苦痛可レ被レ遊候

間 御免に於ては乍レ恐私御介錯可二申上二哉と伺ひ候へ者 其方頼そと仰に  
付 無三是非一山城守御介錯申上被二差添二候 御目付中の内々人御注進とし  
て濱松へ返し兩人儀は暫相残り御葬送の儀迄を沙汰し畢て後 濱松へ罷帰  
り登城仕候て兩人ともに罷出 委細の儀申上候様に 御逆心と有レ之一ケ條  
の儀に於ては御誓事を以て被二仰置一候御遺言の趣 兩人御請の次第共に涙  
を流して申上けれハ 家康公には兎角の御意も無二御座一御前伺公の面々各  
涙を流し候中に榊原康政 本多平八郎兩人は御前にこらへ兼 聲を揚て啼出  
し被二罷立二候に付 御次に相詰被レ居候面々迄も皆落涙に及び被レ申候と也  
其後御側衆を以 今度山城守二侯表へさして罷越候 脇差刀の銘の儀御尋有レ  
之處 御介錯申脇差千子村正作の由申上候へは 家康公被二聞召二候て御前伺  
公の面々へ被レ仰候者 以前尾州森山に於て阿部弥七郎乱心仕り清康公を殺  
害致したるは村正か作の刀の由聞召被レ及 又家康公御年若き時分駿河宮ケ  
崎に於て小刀にて御手を被レ為レ切 殊之外御痛ミ被レ成候事召つるが 此小  
刀の銘も千子村正と有レ之 今度山城守不三存寄一 信康公の御介錯を遂たる  
とあるも右同様と候へ者 畢竟村正か作の打物ハ 御當家へ對し不吉と被二思  
召一候て 千子村正の打物類をは悉く取捨候様に 御納戸方の役人中へ被二  
仰渡二候なり 扱又右之天方山城儀 御家を立去 行衛を存たる者も無レ之候  
處 程過候て紀州高野山に閑居仕罷在との風聞有レ之 日頃天方とむつまし  
き傍輩中 有馬入湯之御暇を願罷上候序に高野山へ尋行 天方に出會して其  
方儀は何様の存意を以て濱松をは立退候哉と尋ければ 天方申候は各にも  
被二聞及一候通 遠州二侯に於て存かけも無レ之 御年若なる信康公を我々手  
に掛まいらせ候より何とやらん 世の中あちきなく罷成て御奉公とても心  
にしミ不レ申に依て 如レ此の躰に罷成たりと申を 色々言葉を盡して問尋け  
るに付て 天方申ける者今更申ても不レ入儀と存候間 必以他言は無用なり  
我等御家を立退候儀 別の子細にあらず 先年信康公御生害の砌 御介錯の儀  
をは渡邊半蔵へ御頼被レ成候處に御切腹の期に至り 半蔵大きにふるひ出し  
御介錯申上候儀不三罷成一 信康公には御腹をめされ候上の儀なれ者 御苦痛  
被レ成候も御痛ましく見兼候て我等御意を伺て御介錯申たる事に候 然る處  
に或時殿様御近習衆へ御雜談の節 渡邊事は鎗半蔵と呼ばれたる程の武邊者

なれとも 主の子の首を切る時に望ては腰を抜したると有<sup>レ</sup>仰を傳え承り然者此山城儀は主の子の首切好きの様に思召入れ候かと存付候へは御奉公迄も入らざる事をおもひ究めケ様の躰には成たると語り候と也 若ケ様の義などを御聞及召て不便の仕合を思召候にや 結城秀康公関ヶ原御陣已後越前一国御拝領の後 高野山より天方を被<sup>ニ</sup>召寄一 高禄を被<sup>レ</sup>下被<sup>ニ</sup>召仕一候と也 然れとも年来隔たる事に候へ者 虚実の段は難<sup>レ</sup>計候へとも我等承り及ひたる趣を書記申處なり

(4) 『断家譜』 卷十二(斎木一馬・岩沢愿彦校訂『断家譜』 第二 統群書類従完成会 昭和四十三年十月三十日)。

藤原 竹中 本国美濃 紋 九枚篠丸  
(中略)

重次 采女正

継重信之遺領賜豊後国府内城一万石、寛永三年丙寅八月肥前国長崎奉行被仰付、同十年癸酉江戸参府邪曲有御穿鑿、同十一年甲戌二月二十二日於浅草海禅寺切服、法名以松宗和大居士、

(5) 『大猷院殿御實紀』 卷廿四(黒板勝美・國史大系編輯會編輯『徳川實紀』 第二篇 吉川弘文館 昭和三十九年十月三十一日)。

○廿二日 豊後府内領主竹中采女正重義并 その子源三郎某。さきに長崎奉行たりしとき。奸曲の事ありしが。査檢のうへ謝するに詞なく。けふ所領二万石収公せられ。父子共に淺草海禪寺に於て自殺せしめらる。よて大目付水野河内守守信檢使にまかる。重義が弟筑後守重信は佐竹修理大夫義隆にあずけらる。』小笠原壹岐守忠知は豊後府内の御使奉り。中川内膳正久盛はその城番仰付らる。また譜第衆拜謁す。采女正重義が罪状を。大番頭。書院小姓組の番頭に御直に仰下さる。この重義は故の伊豆守重利が子にて。先代に仕へ奉り。後長崎奉行をつとめ。寛永三年御上洛の供奉し。十年二月十一日職ゆるされ。けふ死を賜ひしなり。(日記、寛政重脩譜)(世に傳ふる所は。長崎の豪商に平野屋といふものあり。其妾美麗の聞えありければ。重義これを召事度々に及びしかど。平野屋がかたにてうけがはず。其後又使をして。其妾を我に得さする事のなりがたくば。しばしか

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

しあたへよ。酒の酌とらせて後かへすべしといひやりしに。さすが其地の奉行が。使たびく<sup>く</sup>に及びしを。強てもいなみがたく。さらば御酒宴の間ばかりに進らすべし。宴はてば速にかへし賜はるべきよし申てつかはしたり。しかるを重義兼て謀りし事なれば。かの女を留て。五三日の後までもかへさず。女はやむ事を得ず。重義がもとより塀をこえて。平野屋が方へ逃かへりぬ。平野屋もかくては長崎の住るかなふべからずと。その地をにげ出。堺の方へしるべあればとて居をうつしぬ。重義かくときより彌いさどほり。平野屋が兄を繫獄せり。よて平野屋が一族等ばかりて。かの女をからめて送り。その兄が罪をばゆるされしが。平野屋是を心ならず思ひ。江戸にいでて。是まで重義があらぬ様の言行どもを。一々にうたへたり。重義長崎にて衆人の訴訟を聞にも。苞苴をいれて理非をたゞさず。酒色にふけり放逸にて。貿易のことも私のはからひ多く。異國より珍奇の品渡り來れば。公にかくして私に納めし事度々なりなどいふに及び。穿鑿を遂られしに。その訴ふる所に違ひなければ。家財を没入せらるゝに。金銀の類はいふもさらなり。村正の刀脇差も廿四腰までたくはへたり。村正の刀劍は 當家において忌ならひなるに。かく収貯せし志。ひとへに不忠の所爲とはきこえたり(君臣言行錄)」

(6) 『甲子夜話』 卷四十二(中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話』 三 東洋文庫 三三二 平凡社 一九七七年十二月二十日)。

今年四月廿二日、西城にて御書院番の松平外記と云るが、部屋にて相番三人を斬殺し、二人に深手負はせ、己は自殺してける。是に由て、世上種々の風説なれど、孰か実なる知べからず。因始に雜聞を挙て、終に御裁許の条々を録す。

外記は西方御小納戸頼母総領、年廿一なり。切られしは本田伊織、年五十八。戸田彦之進、清水御用人嘉十郎総領、年三十二。沼間右京、廿一。この三人は即死せしとぞ。深手は間部源七郎、年五十八。神尾五郎三郎、年三十。外記が脇指は村正にて有しと。世伝ふ。この鍛冶は御當家に不吉なりと。然るに又、かゝることの生ぜし不思議なり。(中略)或曰。この外記が自尽せしときは、腹に突たてし刀あまり深くして引廻す

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

五〇

こと能はず。仍<sup>すなはち</sup>ぬきて咽に突たてたれど死せず。因て刀をぬきて席<sup>たた</sup>みに置たるとき、即ち死せりとなり。又外記の脇指は村正に非ずして、関打平造の者にして一尺三寸なりしと云。(後略)

(7) 福井款彦「〔総説〕伊勢国桑名の刀工 村正」その虚と実」桑名市博物館編『村正―伊勢桑名の刀工―』桑名市博物館 平成二十八年九月十日。

(8) 徳川美術館編『新版 徳川美術館蔵品抄③ 刀剣 刀装具』(徳川美術館 平成十年五月十六日)。

(9) 前掲註(7)福井氏論考参照。

(10) 記録古文書――「駿府御分物御道具帳(一)」「駿府御分物之内御太刀御腰物御脇指御長刀御鎧帳」 徳川美術館蔵。

(11) 『尾州徳川家御蔵品第二回賣立』名古屋美術倶楽部・光円寺 大正十年。

(12) 武器古帳十九「御天守ニ有之候御腰物御脇指帳」 徳川美術館蔵。

(13) 武器旧原簿二「御天守御腰物元帳」 徳川美術館蔵。

(14) 武器原簿一―三「御腰物元帳 義禮」 徳川美術館蔵。

(15) 香山里絵「明倫博物館から徳川美術館へ―美術館設立発表と設立準備―」『竹内誠・徳川義崇編『金鯢叢書』第四十二輯 公益財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所・徳川美術館 平成二十七年三月三十日』。

(16) 『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

松平記曰 其後朝にへに按するに前文四日夜の事を記すゆ清康の御馬はなれけるをあらとらへよいかにくと大聲揚ケ被仰 阿部弥七ね耳に是を聞てすはや父を御成敗と驚ささわき村正の二尺七寸の刀を抜打に御後より清康を切申 植村新六郎是を見はしりよりのかさす弥七をその場にてけさかけに切殺せり御供衆南皆々驚きまいりけれ共力なく皆岡崎へ帰陣いたす

(17) 『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

官本三河記曰 然處公之御運拙 曉清康馬離出騒聲弥七郎驚出害レ父心得以二村正刀ニ害レ清康 植村新六郎在合則殺レ之 陣中周章同前 天文四年十二月五日也

(18) 『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢

刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

酒井本三河記曰 君ノ御運盡ケルニヤ曉馬離レ陣屋ノ内騒動ス 弥七郎スハヤ父ヲ害スルト心得 天文四年十二月五日 村正ノ刀ヲ以テ清康公ヲ害シ奉ル 植村新六郎即弥七郎ヲ討留テ押ハタヌキ追腹ヲ切ントスレハ 諸人口々ニ爰ハ追腹ノ切所ニアラスト制シケレハ 新六郎何方カ切り所ナルト問ケルニ織田彈正折ヲ得テ岡崎へ襲ヒ来ルヘシ 其時若君ノ御目前ニテ進来ル敵ヲ切拂ヒ討死センコソ實ノ追腹ノ切り所ナレト云ヌレハ 新六郎モ思ヒ留リケル

(19) 『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

武徳大成記曰 弥七郎一日君ノ側ニ侍リシカ馬ノハナル、事アリテ軍中騒動甚シ 弥七郎ハ我父ノ殺サレタリト思ヒテ御後ヨリヲカシ奉ル同前 其刀ハ千子村正カ作 植村新六郎榮安即時ニ弥七郎ヲ誅ス 群臣驚アキレテ為方ナシ 植村ハ我已ニ主君ノ敵ヲ誅ス 生前ノ遺恨ナシ 死シテ地下ニ報セントイフ衆口一同ニ申ハ人トシテ誰カ主君ノ仇ヲ惡マサランヤ 足下獨コノ惡逆ヲ誅スルハ冥加ノ至リナリ 吾儕其場ニ有アハサルソ不幸ナル天道ニツキヌレハトモカクモイハレヌ殉死カ忠ニナルナラハ 吾々誰カ劣ルヘシ 然レトモ信秀此変ヲ聞カハ必ス弊ニ乘テ岡崎ヲ攻ヘシ ヒトシク死ナン命ヲ嗣君ノ為ニ死ナンハ殉死ニ萬々マサルヘシ 且ツ嗣君猶イトケナシ 所謂ル死ニ從フハ易ク孤ヲ立ツル事ハ難キタメシナリ 唯義ノアル所生クトモ死ストモ用ユヘシトイフ 植村尤ト同シ軍ヲ引テ岡崎ニ還ル 清康君ノ威風餘烈人皆此ヲ畏レテ守山モ約ヲ變シテ弊ニノラス 信秀モ軍ヲ出シテアトヲツクル事ナシ 時ニ天文四年十二月五日也 清康君雄武世ニ絶テ向所敵ナシ 士ヲ撫 民ヲ恵テ常ニ四方ヲ兼并スルノ志アリ 此時尾濃ノ敵ヲ平ケ京洛ニ塵ヲ清メハ一統ノ治日ヲカソヘテ待ヘキニ 不意ノ禍ニカ、ラセタマフ世コソリテ惜ミケリ

刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

御先祖記曰 五日のあさ清康の御馬はなれて陣中をはせ廻る 是をとらゑんとて構の内騒動す 清康も縁より御出有てとらへよくと下知し給ふを弥

七郎これを聞て扱ハ父の取期よと口惜くおもひ父か遺意をわすれ村正の刀をぬいて清康を一太刀に打奉る時に御年二十五歳也御側に植村新六郎〔出羽守〕罷在しか早々抜合弥七郎を切殺す大藏聞て存命せんなき事なれとて自害せんと致せしを酒井大久保等申ハ今乱國の取中なるに清康ハ御逝去その方まで切腹致させ候ハ我々斗にいていけなき竹千代君を〔後奉〕守立申さん事成かたければ清康の御事ハ是非もなき竹千代殿〔廣忠と〕を守りたて三州の主になし参らせハ亡君への忠心たるへしと達てと、むるゆへ大藏も理にふくし自害をと、まるとなり

(21)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。

三岡記曰 其夜〔按するに前文によれば四日〕清康公ノ御馬ハナレ陣中騒動ス案ノ如ク父大藏討タルト思ヒ 弥七郎前後ヲカヘリミス清康公ノ御座へ参リ村正ノ刀ヲ以テ切害シタテマツリ引退ク所へ 植村新六郎家政カケ付 組留メ則弥七郎ヲサシ殺ス 同弟モ其場ニアリシトナリ〔今植村出羽守ハ其孫ナリ同州土岐カ一門ナリ濃州齋藤氏強大ニ恐レ植村ニ蟄居家人衆不レ及レカシテ十方ヲ道室ト云其子新六郎家政同弟御奉公申上ルルト云々〕 其弟孫ナリ 元來植村ハ濃ウシナイ 岡崎へ歸陣シ七オニナラセ玉フ若君ヲ守護シ奉ルナリ〔出羽守代忠公ト一〕

(22)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。

三河榮秀記曰 翌朝清康の御馬放れ陣中夥しく騒動す 弥七郎驚て父を害すと心得て二尺七寸有ける村正の刀を振て十二月五日の巳の時に清康を討奉る 植村新六郎〔出羽守〕有合て即時に太刀を抜て弥七郎を斬殺す 諸卒力を失ふ 植村今ハ是まてなりと追腹切んと云人々おし留 若君ましゝ問 是を守るこそ忠義也 死は安く生ハ難しといひけれハ 植村理に應ず 阿部大藏も腹切らんとおしはたぬく 酒井大久保を始めて是を諫て曰 貴客ハ不レ知や 君ハ横死たる義を思ハ、命を全ふして若君を守り立よと諫ければ 大藏鎮りけりとして軍兵を岡崎に引入

(23)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

武功雜記曰 清康公ノ時 阿部大藏ハ忠功ノモノナレトモ信長公ノ方へ内通スルトノ沙汰アリ 子ノ弥八郎〔按するに弥七郎の誤なり下同し〕此風説ヲ聞テ迷惑ニ思ヒ 大藏ハシレカシ兎角無ニ是非ニ仕合ニ可レ遭ト氣ツカヒニ存居タリ 或時清康公御廐へ被レ出ニ弥八郎ハ御腰物持テ御供ナリ 折節御廐ノ馬ハナレテカレコレトサハク 弥八郎サテコソ大藏御成敗被ニ仰付タルヨト存シ 無ニ了簡ニ事ヨト言サマニ腰物ヲ抜テ清康公害シタテマツル 其刀千五ノ由 其後廣忠公ヲ害シタルモ千五ノ刀ノ由 右ノ時清康公十七歳ノ由〔按するに年十七歳と記し然るに疑ふべし〕

(24)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。

鶴毛衣曰 清康公の陣中に馬を取放し騒動せしに 清康公も御出て是を制し給ひけるに鞍を取へよと下知し給ふを彼弥七郎親の大藏を御手討にも被成るかと聞誤て 清康公へ飛懸り村正の刀を以て終に討奉りぬ 然所に新六郎榮安寄起間もなく抜合即座に弥七郎を打取たり 後年又しハゝ軍功有

(25)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。

三州八代記古傳集曰 清康公御運命盡サセ給フ時ヤ至ケン 御陣中ニテ御馬放レ人音高ク騒動シケル節 阿部弥七郎ト云者狂乱シテ 清康公何ノ御心モナク居サセ玉フ所ヲ御後ヨリ奉レ討 上村新八郎ト云者〔按するに上村新八郎は是ヲ弥七郎ヲ即座ニ斬伏セケル御家来ノ人アキレ果テニ世ノ御供可レ申ト我先ニト已ニ腹切ラントセシ所ヲ 上村新六ト云者 按するに此時植村新六郎が宛には宇津左衛門五郎大久保新八郎父子なりとす 御先祖記三河榮秀記にハ酒井大久保とすこゝに植村新六と記すハ誤なり〕 大音揚 各今御供セラレハ若君ヲハ誰有テカ守立可レ申トテモ 一命ハ主君ノ為ニ抛テハ如何様近日ニハ織田彈正 岡崎へ押寄ヘシ 其時ニ至テ君ノ御為ニ花ヤカニ軍シテ骸ヲ戰場ニサラスヘシト申ケレハ 此理ニ伏シ諸勢一同ニ森山ヲ打立テ岡崎ニ引取ケル 此公御長命ニマシマサハ 天下ハ御掌ニ入ヘキヲ 二十五歳ヲ一期トシ給フ 天文二癸巳年十二月五日ニ御逝去 御法名善徳院殿年叟道甫大居士ト奉レ申

(26)

『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第十三(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍

叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月。

天元年記録曰 天文十八己酉三月六日廣忠公薨去 廣忠公御天死之事 同國廣瀬之城主佐久間九郎左衛門 片目弥八ト云者を 按ずるに岩松氏にて一眼を失ひた八弥なるを此書及び岡崎古記に弥八に作るは誤なり 語らひ御奉公に入置奉レ討となり 植村新六追掛て弥八を討止メ 清康公をも阿部弥七 村政之刀を以奉レ討 此度も村政にて奉レ討となり 又植村新六弥七 弥八を即座に討止る事不思議也 竹千代君尾州より御帰後御墓所に手つから松を植給ふ 今世繁榮して三丈計 岡崎松應寺に在り 按ずるに此書及び下の岡崎古記は異説にてとりかたき事 前に弁するが如し 片目八弥の變事は天文十五年條に出す参考の爲姑く存す 下同し

(27) 前掲註(26)参照。

(28) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

三州八代記古傳集曰 廣忠公御病死ノ由 本書ニ雖レ記其實ハ廣瀬ノ領主佐久間九郎左衛門所爲トシテ一人ノ牢人ヲ誘テ御家ヲ望セ 新參ニ出シ置キ能々立廻リ後ニハ御前近ク被ニ召使一ケル所ニ風眼ヲ煩ヒ一眼損シケレハ人々は片目八弥ト申ケル 彼者ニ佐久間兼テ申含ケルニヤ 或時御晝寢被レ成ケル所ヲ不意ニ討奉リ走出ル折カラ 植村新六郎外堀ニテ追詰メ討留ケル此新六御二代トモニ主君ノ御敵ヲ討シモ不思議ナリ 阿部弥七狂乱シテ清康公ヲ討奉ルモ村正ノ刀 今度弥八カ廣忠公ヲ害奉ルモ村正ノ刀 其後三郎殿御切腹モ村正ノ御脇差ナレハ 御不吉例トテ上作トイヘトモ御道具ノ數ニ被レ用也

(29) 前掲註(23)参照。

(30) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

御年譜附尾<sup>十四</sup>年條曰 三月片目八弥者被レ憑 誰人ニ哉 參三營中 拔ニ短刀<sup>國田村正</sup>突ニ廣忠卿一門外逃去時 又植村新六郎家次出合追詰之 詰一組而落レ堀 松平藏人信孝駈付謂ニ植村一曰 可レ放レ之 植村称レ可レ突不レ放 信孝以レ鐵突 片目一故 不レ知ニ其所意ニ廣忠卿因ニ輕創ニ無レ恙 然賜ニ感狀於植村一因ニ二代之忠節一也 徳川記 同し

(31) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢

刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

御先祖記<sup>十四</sup>年條曰 片目八弥といふもの いかなる心にや村正の小脇指をぬきて廣忠の御をも突き門外へかけいつる 植村新六郎追詰て組て堀へをつる 藏人信孝も鎧を取てかけ付 八弥をつかんとすれとも 新六郎と八弥とくミわひて上をしたへと返すゆへ 新六にはなすへしとのたまへハくるしからす我等とともに突殺したまへといふ そのうちに八弥を鎧にて信孝殺さる、廣忠の御疵ハうすきゆへ早速御平愈なり

(32) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

大永慶長年間略譜曰 天文十五年丙午冬 廣忠公家人片目弥八郎ト云者 松平三左衛門カ為ニ廣忠公ヲ二刀刺シテ<sup>國田村正</sup>脇差ナリ走出 植村新六郎城外橋ニテ行逢追者呼ニ事急也 新六郎片目ト組水中ニ落ツ時 松平藏人信孝駈来リ片目ヲ鏝ス 植村則片目カ首ヲ斬ル 廣忠感狀ヲ賜フ 廣忠 植村疵淺シ 幾程ナクシテ愈ト云

(33) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

三岡記曰 天文十五年冬ノ頃 御家人ノ内 片目弥八郎ト云者 日來松平三左衛門ニ頼マルニヨリ 時分ヲウカ、ヒ廣忠公ヲ二ヶ所疵ツケ奉リ門外へ逃出<sup>國田村正</sup>コノ時村正ノ脇差ヲ以ニ二ヶ所突奉ルト云ヘトモ 疵淺キユヘ御命ハ不レ苦 御保養ユヘホトナク御疵平愈ト云々 出仕スルトキ 城外橋ノ上ニテ行逢フ所ニ 跡ヨリ狼藉者ノカスナト云ニヨリ 則クミアイ互ニ水中ヘヲツル所ニ 藏人信孝馳来リ 鎧ヲ以テツキトメラル、時 植村ツキ殺シ首ヲトルナリ 植村ニ感狀ヲ賜リ 御譜代衆並ニナル也

(34) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

松平記<sup>十六</sup>年條曰 藏人殿ハ御一門の内にて忠節の人にて 去年片目八弥と云者 廣忠を村正脇差にて突候て逃申候 突そこひ早々にくる處を 植村新六郎出仕に出ると是に出合組堀の中へころひ入候處に 藏人殿走より鎧にて突給ふにはなせ 植村と被レ仰候へハ はなし不レ申 大事の奴に御座候 我等とともに突給へと申 扱八弥をは突殺し 植村は高名いたし 御感狀被レ下レ之

(35) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。

官本三河記十六日 去年片目八弥ト云者以ニ村正短刀ニ突ニ廣忠ニ逃 又植村新六郎出合 兩人組テ落レ堀 藏人駈付植村雖レ可レ放共可レ突云々 藏人以レ鎗害ニ八弥ニ植村賜ニ感状ニ

(36) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。

及聞秘録曰 幸若與惣太夫ト云者 有是モ同清和ノ流レ岩松次郎經家カ末孫也 渠カ父與太夫ハ三州ニ而一 向宗門ノ徒 乱ヲ起シタル時 彼門徒ナリシカ宗旨ノ好身ヲ捨テ御當家ヘ忠節ヲ盡シタル者ナレハ 無ニ御取立ニ不レ叶者ナレ共 與太夫カ祖父片目弥ハト云フ者 度々武功ヲ顯シ廣忠公ノ御近習ヲ勤ケルカ 聊カ主君ヲ有レ奉ニ事恨ニ無ニ勿躰ニ 隙ヲ伺ヒ村正ノ脇指ヲ以奉レ突ニ廣忠公ニシカ 突損シテ御股ヲ突ク 廣忠公御薄手ナレハ事共シ給ハス己目憎ト追欠給フ折節 植村新六郎出仕シケルヲ自レ跡夫レ逃スナト御聲ヲ掛給フ故 植村不レ透弥ハヲ組伏 御僉議之上被レ誅(後略)

(37) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」卷百二十六(史籍研究會編『内各文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

家忠日記追加日 十五日三郎信康遠州二俣ニ於テ生害シ給フ國註時廿一歲法名騰雲院長越遠州ノ住人天方山城守是ヲ介錯ス國註山城守カ刀千子村正 信康ノ女子二人赦免有テ恙ナシ國註一人ハ小笠原兵部大輔秀政ニ嫁ス一人ハ本多美濃守忠政ニ嫁ス

(38) 前掲註(3)参照。

(39) 前掲註(2)参照。

(40) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」卷百二十六(史籍研究會編『内各文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

武徳編年集成日 十五日從ニ濱松 服部半藏正成ニ俣ノ城ニ至リテ神君ノ命ヲ傳ル故 三郎信康君享年二十一歳ニテ自自殺シ給フ 遠州ノ住士天方山城通綱 千コ村正カ刀ヲ以テ介錯シ 當城ノ山續ニ於テ火葬シ遺骨ヲ瀧野山小松林ノ内 菴室ノ傍ヘ埋ム國註騰雲院隆君長越居士ト号ス 後此地ニ清瀧寺ヲ建國註近世ハ彼寺ニ産敷地村ノ内ニテ六十一戸ヲ附ラル 信康君ノ女子二人アリ國註後小笠原兵部大輔秀政本多美濃守忠政ニ嫁ス

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

(41) 前掲註(28)参照。

(42) 前掲註(3)参照。

(43) 前掲註(28)参照。

(44) 前掲註(1)参照。

(45) 前掲註(2)参照。

(46) 『東照宮御實紀附録』卷十(黒板勝美・國史大系編修會編輯『徳川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和三十九年八月三十一日)。

織田源五郎入道有樂は石田が家臣蒲生備中が首を提げ來りしかば。有樂高名めされしなと仰あり。入道かしこまり。年寄に似合さること、申上れば。備中は年若き頃より用立し者なるが不便の事なり。入道さるべく葬られよと仰らる。入道が子河内守長孝も戸田武藏守重政が胃の鉢を鎗にて突通せしと聞召。其鎗とりよせて御覽あるに。いかゞしてか御指にさはり血出ければ。村正が作ならむとて見給ひしに果して村正なれば。長孝も迷惑の様して御前を退き。御次の者に事のゆへしをとひて。はじめてこの作の當家にさ、はる事をしり。御家の爲にならざらむ品を所持して何かせむとて。さし添を抜きてその鎗を散々に切りしとぞ。」(中略)(武徳安民記、明良洪範、天元實記)

(47) 増田忠彦『江戸川柳と武具(上)刀劍』古川柳電子情報研究会 平成十三年二月二十日(非売品)。

(48) 「青樓詞合鏡(渥美清太郎編『日本戯曲全集 第六卷 歌舞伎編』春陽堂 昭和三年四月二十五日)。

(49) 「八幡祭小望月賑」(河竹糸女補修・河竹繁敏校訂・編纂『黙阿彌脚本集』第二卷 春陽堂 大正九年三月廿五月初版。大正九年四月十五日四版)。

(50) 落合清彦「八幡祭小望月賑」(『歌舞伎事典』平凡社 一九八三年十一月八日初版第一刷。二〇〇〇年一月二十四日新訂増補版第一刷)。

(51) 小池章太郎「籠釣瓶花街酔醒」(『歌舞伎事典』平凡社 一九八三年十一月八日初版第一刷。二〇〇〇年一月二十四日新訂増補版第一刷)。

(52) 前掲註(7)福井氏論考参照。

(53) 原史彦「長篠・長久手合戦図屏風の製作背景」(竹内誠・徳川義崇編『金鯢叢

- 書』第三十六輯 財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所・徳川美術館 平成二十二年二月二十五日。
- (54) 徳川禁令考二九四二(石井良助編『徳川禁令考 第五』創文社 昭和五十六年十二月二十日第四刷)。
- (55) 徳川禁令考二九四四(石井良助編『徳川禁令考 第五』創文社 昭和五十六年十二月二十日第四刷)。
- (56) 前掲註(16)参照。
- (57) 前掲註(22)参照。
- (58) 齋木一馬・岡山泰四・相良亨校注『日本思想史大系26 三河物語 葉隠』岩波書店 一九七四年六月二十五日。
- (59) 新行紀一「第三章 戦国動乱期の岡崎 第三節 戦国大名への道」(新編岡崎市史編集委員会編『新編 岡崎市史 中世2』新編岡崎市史編さん委員会 平成元年三月三十一日)。
- 平野明夫『三河松平一族』新人物往来社 二〇〇二年五月十日。
- (60) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第十三史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。
- 松平記曰 天文十八年春の頃より廣忠御煩あり 三月十八日御逝去被<sub>レ</sub>成法名道幹と申奉る 御年廿四歳今川殿御蔭にて三河國大方治り申候の處に如<sub>レ</sub>斯果報無<sub>レ</sub>之次第也
- (61) 齋木一馬・岡山泰四・相良亨校注『日本思想史大系26 三河物語 葉隠』岩波書店 一九七四年六月二十五日。
- 広忠ハ、其年二拾三にて御病死被<sub>レ</sub>成ケレバ、岡崎え毛駿河より入番ヲ入<sub>いれ</sub>て持ケリ。
- (62) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 資料編10 中世3』愛知県 平成二十一年三月三十一日。
- (63) 前掲註(62)参照。
- (64) 齋木一馬・林亮勝・橋本政宣校訂『寛永諸家系図伝』第三 統群書類従完成会 昭和五十五年十二月二十五日。
- (65) 前掲註(26)参照。
- (66) 新編岡崎市史編集委員会編『新編 岡崎市史 中世2』新編岡崎市史編さん委員会 平成元年三月三十一日。
- (67) 「堀秀政に遣れる書状」(天正七年八月八日・「松濤棹筆」廿八 徳川林政史研究所蔵・「成瀬氏系圖附録 乾」岡崎市信光明寺所蔵)(徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』徳川黎明会 昭和五十八年六月二十日)。
- (68) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十三(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。
- 松平記曰 三郎殿御母儀ハ関口刑部殿御娘今川家にて公御若輩の時分よりの本御臺也 然に駿府に人質として久敷御座候間に公御めかけ数多出来 御子立多く御座候間 御臺三河へ御座候て後ハつき山と申所に置申されて内々御中不和に成給ふ 此御前常に被<sub>レ</sub>仰ハ 我こそ本の妻にて三郎殿御母也 其上我父ハ公の為に命を失ひし人なれハ かた<sub>く</sub>我賞翫に預なんと思ひしに かくすさめられ無念成とて常に御意也 恐ろしき事ニ仰て御腹立ありしとかや 其頃三郎殿御前御子をもふけ給ふ 女子にて御座候間 三郎殿も築山殿もさのミ御悦なし 其後又御子出来 是又女子にて御座候間 三郎殿も築山殿も御腹立あり 依て信長御女と三郎殿と御中不和に成給ふ 其時分三郎殿物あらき御振廻ひと方ならず 扱又御母築山殿も後にはめつけい<sub>に源慶</sub>に源慶の誤りなと申唐人の醫者も近付て不行義の由沙汰有 剩へ公へ恨ありて甲州敵の方々密に使を越 御内通あり 縁に付へきとて築山殿を後にハ迎ひ取可<sub>レ</sub>申由風聞す 誠に不行義大方ならず 剩へ御子三郎殿をもそ、なかし逆心をす、め給はん<sub>と</sub>聞へし 公よりも色々異見有しを用給ハす 後に御中惡敷成給ふ 三郎殿の御前其比三郎殿と御中あしくおわしけれハ 此由一ツ書に被<sub>レ</sub>成 御父信長へ被<sub>レ</sub>遣 先第一ハ御鷹野場にて出家をしはり殺し給ふ事 又をとり惡敷とて弓にて町の踊子を射給ふ事 其外あらき御振舞 公も御ふしん 事人の申合過て仰遣さる、御母義の不行義又ハ甲州方々唐人を召寄御む ほんの沙汰ある事色々細に被<sub>レ</sub>遊岐早へ御越あり
- (69) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十四(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。
- 松平記曰 信長驚き給ひ<sub>按するに前文信康君難中より密に濱松へ御使ありて酒井書を信長に送られし事を記す</sub> 則濱松へ御使ありて酒井

左衛門尉 大久保七郎右衛門を按するに大久保七郎右衛門を呼て三郎殿按するにこの處原本説文ありと覺ゆ内々酒井を初て皆々家老衆数度異見ありしかとも用給はす其頃酒井とも大久保とも三郎殿不快にて御座候時分成し間 信長御腹立加様の悪人にて公の家を何として相續あらん 後には必家の大事とならんと怒給ふ 両人の者共爰にて申分をいたし何様にも陳候答に及ならは是程の大事には及まじきに 同断三郎殿と中惡敷て兩人なからあき果む御意の通り 惡逆人にて御座候 御前の御恨尤なりと申

(70) 『當代記 駿府記』 統群書類従完成会 平成七年十月十日。

(71) 『朝野舊聞哀藁』 第二百二十四(史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』 第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

一 武徳編年集成曰 十六日酒井忠次神君ノ御使トシテ安土ニ赴キ贈リ給フ處ノ駿馬ヲ率シメ 且忠次并ニ奥平九八郎信昌モ亦良蹄ヲ獻ス 于レ時信長閑所ヘ忠次ヲ招テ信康君ノ室家ヨリ呈進セラル十二ヶ條ノ赴ヲ尋ラル 忠次十ヶ條ニ至テ皆其趣必然ノ由稱ス 信長殘ル二ヶ條ハ秘シテ演ヘ給ハスシテ曰 兼テ信康不仁暴虐タル事ハ家康モ知リ給フ由 然レ共一子ト云 殊ニ武略傑出シテ予カ為ニモ智也 何方ニモ押入置ニ於テハ無レ害シカ 家康ノ内意如何ト問ハル 忠次カ曰 仰ノ如ク籠居ナラシメ 先非ヲ改ラルヘキ時節ヲ待ヘシトイヘトモ 武略ニ長シ短慮ニシテ無ニ孝心ニ故 若クハ敵ニ與シ 其憂蕭牆ノ内ニ起シカト虎ノ尾ヲ躡ノ恐ライタキ給フト云々 信長ハ誠ニ其家ノ元老十罪皆然ル由ヲ述テ 兼テ家康モ其害心ナルヘキカト疑ル程ナラハ 信康トテモ善ニカヘル志ヲ改ムヘカラス 從ニ家康ニ早ク弔ヲ可レ給由ヲ可レ達ト宣フ 忠次承諾シテ退出シ直ニ濱松ニ趣ク 信康君モ酒井カ岡崎ヘ不レ寄ニ依テ其譏諷ヲ悟リ給フ

(72) 『三河物語』 下(青木一馬・岡山泰四・相良亭校注『日本思想体系26 三河物語 葉隠』 岩波書店 一九七四年六月二十五日)。

語 丑之年、信康之御前様より、信康をさへさせ給ひて、十二ヶ條書き立被レ成て、坂「酒」井左衛門督(忠次)に持たせ給ひて、信長へ遣し給ふ。信長、左衛門督を引むけて、巻物を開き給ひ、一々に「是はいかゞ」と御尋ね候へば、左衛門督「中々存知申」と申ければ、又「是ハ」と被レ仰け

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

れば、「其儀も存知申」と申ければ、信長、十ヶ所開き給ひ、一々に御尋有ければ、十ヶ所ながら「存知申」と申ければ、信長、二ヶ所をバ開かせ給ハで、「家の乙名が悉く存知申故「上」ハ、疑なし。此分ならば、とても物にハ成間敷候間、「腹を切らせ給へ」と家康へ可レ被レ申」と仰ければ、左衛門督、此由お請を申て罷歸時、岡崎へハ寄らずして、直に浜松へ通りければ、御利根なる殿に候らへば、頓て御心得被レ成て、「是非に不レ及」と被レ仰けり。家康へ此由を左衛門督が申上ければ、此由を聞召て、「是非に不レ及次第なり。信長に恨ハなし。高きも賤しきも、子のかわゆき事ハ同前「然」なるに、十ヶ所迄開き給ひて一々尋給ひしに、知らざる由申候ハ、信長もか様にハ仰有(間)敷を、一々「存知申」と申たるによつて、か様に被レ仰候うなり。別之子細にあらず、三郎(信康)をバ、左衛門督がさゝゑによつて腹を切らする迄。我も大敵をかゝて、信長を後に當て、有故「上」ハ、信長に背きて成がたければ、是非に不レ及」と被レ仰ける処に、平岩七之助(親吉)罷出て申けるハ、「聊爾に御腹を切らせ御申給ひてハ、必ず御後會「悔」可レ被レ成。然ば某を御傳に付奉り候らへバ、何事をも某之いたづらに被レ成候らへて、某が頸をとらせ給ひて、信長へ急指被レ上給バ、其時、誰ぞ御頼被レ成て、「家康も独子にて御座候う間、不便に可レ被レ存」と申上候ハ、其時ハ信長も、某が頸之參ると聞召給ハ、儀「疑」団のやハラぐ事も可レ有に、菟角に、某が頸を一時も早く指遣され給へ」と、思ひ入て、重々指つめく申上ければ、「七之助が云処、尤なり。忝こそ候らへ。よつく案じても見よ。我も国には、かかる程の独子を持ちて、殊更、我跡を継がせんと思ひて有に、か様に先立申さんこと、日本之恥と云、いか計迷惑これに過ぎず。然るとハ云共、勝頼と云大敵をかゝて有なれば、信長を後に當てねバ叶わざる事なれば、信長に背きてハならず。其故「上」ハ、汝を斬りて頸を持たせてやりて、三郎が命さへながらへバ、汝が命をも貰はんずれ共、左衛門督がさゝへの故「上」ハ、何としても成間敷に、汝までなくしてハ、上がの恥辱なり。然ば、三郎を、不便なれ共、岡崎を出せ」と仰あつて、岡崎を御出被レ成て、大浜へ御越有て、其より堀江の城へ御越被レ成て、又、其より

二俣の城へ御越被<sub>レ</sub>成て、天方山城(通綱)と服部半蔵(正成)を仰被<sub>レ</sub>付て、天正六年戊<sub>ツ</sub>刁、御年廿にて、十五日に御腹を被<sub>レ</sub>けけり。

何たる御咎もなけれ共、御前様ハ信長の御娘子にておハし給ふ。

其故「上」、早御娘君も二人出来させ給へ共、御不合にも有つるか。それとても、御子も有中「仲」と申、御夫婦の御中「仲」なれば、御子の御為と申、人口と申、方々以か様に御さ、へ可有にハあらざる御事なれ共、

「さり」とてハ、むごき御仕合」と申さぬ人ハなかりけり。そのミならず、

「坂」「酒」井左衛門督ハ、御家の乙名と申、御普代久敷御主の御事を御前様に見かへ奉りて、御前と一身「味」して、よく「口」を指上て、さ、

へ奉りたり」と、各々上下共に申て憎<sub>レ</sub>けれ共、信長へおそれをなして、仇ハならず。

さても惜しき御事かな。これ程の殿ハ、又出がたし。中「昼」夜共に武刃之者を召寄られ給ひて、武刃の御難談計なり。其外にハ御馬と御鷹の御事なり。よく御器用にも御座候らへバこそ、御年にも足らせられ給ハね共、被<sub>レ</sub>仰し御事を後之世迄も、「三郎様之如<sub>レ</sub>此被<sub>レ</sub>仰し」と沙汰をもする。人々も惜しき事と沙汰したり。家康も、御子ながらも御器用と申、さすが御親之御身に持たせられ給ふ御武刃をバ、残さず御身に持たせられて出させ給へバ、御惜しみ数々に思召候らへ共、其比、信長に「従<sub>レ</sub>わせられて叶わぬ御事なれば、是非三不<sub>レ</sub>及して、御腹を御させ給ふなり。上下万民、声を引て悲しまざるハなし。信康之御息女二人おハし給ふなり。

- (73) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十六(史籍研究会編「内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁」第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。
- (74) 『披沙揀金』卷二十六「雑々の部」(全国東照宮連合会編『披沙揀金』徳川家康公逸話集』統群書類従完成会 平成九年十月十七日)。

一、酒井左衛門殿、後には目不見。あるとき御前へ罷出申上候は、「目不見候ゆへ、久々御様躰不奉伺候。御肉などは何程被<sub>レ</sub>爲附候や」と、御手などを取被<sub>レ</sub>申上候は、「私世倅は、なぜ御取立不被<sub>レ</sub>遊候や、私儀も數度の御奉公申上候に、御恨奉存」と被<sub>レ</sub>申上候へば、權現様上意に、「三郎

存命ならば、かやうに天下に苦勞は有間敷候。扱、其方も、子のかはゆき事は知たるや」と、上意なり。三郎様事ゆへ、左衛門尉殿、御手を取ながら一言のこともなく、殊の外迷惑のよし。(寛元聞書)

- (75) 『披沙揀金』卷二十六「雑々の部」(全国東照宮連合会編『披沙揀金』徳川家康公逸話集』統群書類従完成会 平成九年十月十七日)。

一、九月十五日早天に勝山を御出、關原へ御旗を被<sub>レ</sub>出時 神君仰けるは、「偕々、年寄り骨を折給ふ。倅の居たらば、是程に有まじき」となり。夫は三郎殿の事なり。(永日記)

- (76) 『東照宮御實紀附録』卷三「黒板勝美・國史大系編輯會編輯『徳川實紀』第一吉川弘文館 昭和三十九年八月三十一日)。

岡崎殿御事を信長より申さる、旨ありしとき。酒井忠次。大久保忠世兩人も。御ふるまひのあら／＼しき事ども。條件にしるして御覽に入れれば。三郎がかゝる所行あらば。定て汝等二度も三度も諫を納し上にて。尚聞入ねばこそ我に直訴するならん。聖賢の上にも過誤なしとはいひがたし。まして年若きもの、事をや。いかにと問せ給へば。兩人さ候。若殿にはお、しき御本性におはしませば。若諫言など進めて御心になはざらんには。忽に一命をめさるべければ。今まで忠言進め奉るもの候はずと申せば。

君今の世に比干。伍子胥が如き忠臣なれば。諫を進めざるも理なれとて。又何と仰らる、旨もなし。其後三郎君御生害あり。

はるか年経て後。忠次老かゝまりて御前にいで己が子のことねぎ奉りしに。三郎今にあらばかく天下の事に心を勞すまじきに。汝も子のいとほしき事はしりたるやと仰せければ。忠次何ともいひ得ず。ひれふして在しか。又幸若の舞御覽ありし時。兩人にも見せしめられしに。満仲の曲に。をのが子美女丸をもて。主にかへて首切て進らせしさを御覽じて。兩人に向はせ給ひ。其事となく御落涙し給ひ。兩人あはの舞はと仰られしかば兩人大に恐怖せり。又或時三郎殿のかしづき渡邊久左衛門茂に向はせ給ひ。汝等は満仲が舞見ることかなふまじと仰られし事もあり。また關原の役にあさしく御旗を勝山に進めし時も。さて／＼年老て骨の折る、事かな。倅が居たらば是程にはあるまじと獨言の様に仰られしとか。唐國にも

漢の武帝が。衛太子の事有し後に望子の臺を築き。朝夕にその方ざまを望み見て。いさちなげかれしといふは。悲しきことのさりとはいふは。悲しきこととは自らなせる事なれ。これは御父子の間の嫌疑もおはしませず。たゞ少年勇邁の氣すゝどくおはしませしを。信長の恐れ忌しより事起れるにて。御手荒き御舉動の在しも。軍國の習にてあながち深く咎め奉る事にあらず。さるをかの兩人

織田家の奸計に陥り。かしこきまうけの君をあらぬ事になし奉りしは。不忠とやいはむ愚昧とやいはん。百歳の後までも此等の御詞につきて。御父子の御情愛をくみはかり奉るに。袖の露置所なくおぼえ侍るにぞ。（武邊雜談、東武談叢、寛元聞書）

（美術館学芸部部長代理）

金 鯨 叢 書 第四十五輯 [年一回刊行]

——史学美術史論文集——

平成三十年 三月 三十日 編集  
平成三十年 三月 三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一  
徳川 義 誠

発行者

公益財団法人 徳川黎明会  
電話(3950)〇一二番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一

徳川 林 政 史 研 究 所  
電話(3950)〇一二番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七

徳川 美 術 館  
電話(935)六二六二番(代)

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二

印刷所  
株式会社 同 朋 舎  
電話(361)九二二番(代)